

厚岸町議会 第1回定例会

平成25年3月8日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、堀議員、7番、金橋議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
3番、石澤議員の一般質問を行います。
3番、石澤議員。

- 石澤議員 おはようございます。
さきに提出した通告書に従って質問いたします。
最初に、子供の育ち支えるために、今、若者や子育て世代はかつてなく困難な状況に置かれています。中学卒業までの医療費の無料化は活力ある厚岸を築くための未来への投資と思いますが、拡充は考えられませんか。
へき地保育所事業の実施要件の緩和、1日当たり10人以上から6人以上へ、をできませんか。
次に、いじめ、体罰について。
道教委が全児童・生徒にアンケートを実施しましたが、これで実態をつかむことができるのでしょうか。
2、いじめ、体罰で道徳の教科化が言われていますが、これについてどう思いますか。
3、いじめ、体罰を防ぐためにどんな取り組みをしていきますか。
最後に、TPPについて。
安倍首相は、TPP交渉参加へ大きく足を踏み出す意向を示していますが、これに対して町長はどう思っていますか。町民に対してTPPの問題について周知することが必要と思いますが、どうですか。
これで1回目の質問を終わります。

- 議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の子供の育ちを支えるためにのうち、初めに、「今、若者や子育て世代はかつてなく困難な状況に置かれている。中学校卒業までの医療費の無料化は活力ある豊かな厚岸を築くための未来への投資だと思うが、拡充を考えられないか」についてであります。この質問は、中学生までの厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する制度の拡大についてのこととしてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、この制度は北海道医療給付事業の助成制度を受け実施しているものであり、厚岸町乳幼児等医療費の助成事業費の2分の1は北海道が負担しているものであります。また、この制度については、これまでに四度の対象年齢の拡大を行ってきており、近年では平成20年10月に入院と訪問介護に限定されておりますが、小学生まで対象年齢の拡大をしたところであります。

この制度の拡大については、昨年3月の第1回定例会のほか、これまでも数回ご質問をいただいております。子育て世代の経済的負担の軽減を図り、安心して医療を受けられるようにしてほしいとの思いは十分、理解できますし、厚岸の未来を担う子供たちの健やかなる成長は、私が最も望むところでもあります。

できれば、ご質問にありますように、高くかかる医療費全額を助成することができ、その範囲も中学生まで拡大できればよいわけではございますが、拡大した部分については道の補助制度の対象外となり、町の単独補助となることから財源の検討が必要となります。

新たに必要となる財源ですが、直近の3年間のデータをもとに推計した場合には、仮に現在の助成条件のまま中学生まで拡大した場合に必要な額が年間で約1,900万円となり、ご質問にあります中学生までの医療費全額無料化を実施した場合は、年間で約2,700万円が必要と試算され、この分については全額町の負担となります。

このような状況から、現段階においてはご要望に添ったお答えはできませんが、今後とも国や道の医療制度の推移などを見きわめながら、限られた財源の中で、また厚岸町における子育て支援施策全体の中で引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、「へき地保育所事業の実施要件の緩和はできないか」についてであります。平成24年8月10日に成立した「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て3法が同月22日に公布され、平成28年4月1日までの間において、制令で定める日から施行されることとなっております。

国においては、平成27年度から施行することを想定して、この新たな法律に基づく子供のための教育、保育給付として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設、小規模保育所などへの給付などにより、子ども・子育て支援新制度のもとの円滑なスタートを目指しているところであります。

本年、2月26日に成立した国の平成24年度補正予算においては、安心こども基金事業が1年間延長され、557億円の積み増しが行われました。この安心こども基金事業については、保育サービス等の充実に子育て支援交付金からの移行事業が新たに加わることであり、へき地保育事業が含まれているところであります。

移行後のへき地保育事業については、運営の基準となる従来の1日当たり平均入所児

童数を10人以上から6人以上に緩和することが検討されており、厚岸町においては国の基準を参酌して今後の保育行政について検討してまいりたいと考えているところであります。

続いて、3点目のT P Pについてのうち、初めに「安倍首相はT P P交渉参加へ大きく足を踏み出す意向を示しているが、これに対して町長はどう考えているのか」についてであります。去る2月23日に行われた日米首脳会談後の記者会見において、安倍首相はT P Pでは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったとし、さらに交渉に参加するかどうかについてなるべく早い段階で決断したい旨表明され、その後、2月28日の第183回国会における施政方針演説においても今後、政府の責任において交渉参加について判断すると述べるなど、前のめりの発言が続いております。

今後の交渉参加については、聖域なき関税撤廃が前提でないとしても、重要品目の全てが関税撤廃の対象から除外されるのか、食の安全、医療、公共事業などへの影響はどのようなのかといった具体的な情報がない中で、T P Pへの参加は漁業と農業を基幹産業とする厚岸町に計り知れない影響を及ぼすものであり、これまで同様にT P P交渉への参加には断固反対という考えに変わりはありません。

3月1日には石澤議員も連名で日本共産党厚岸委員会からT P P交渉参加に反対をする緊急要望書の提出があり、その内容は若狭町長には引き続きT P P交渉参加反対の運動の先頭に立って奮闘されることを要望するというものであります。

私としても、今回の首脳会談以降の経過から、この問題はさらに予断を許さないものとなったという強い危機感を持って受けとめておりますので、関係団体と連携しながら今後のT P P交渉参加阻止に向けた取り組みに積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、「町民に対してT P Pの問題について周知することが必要と思うがどうか」についてであります。町民への周知については厚岸町にも計り知れない影響を及ぼす問題でありますので、今後の状況、推移を見ながら研修会や講演会などの開催などについて鉏路太田農協や関係団体と検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目のいじめ、体罰については教育長からお答えがございします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。

私からは、2のいじめ、体罰についてお答えをいたします。

まず、(1)の「道教委が全児童生徒にアンケートを実施したが、これで実態をつかむことができるのか」ですが、いじめアンケートにつきましては年3回実施して早期発見、早期対応に努めております。

本町においても、件数こそ少ないですがいじめを訴える内容があり、速やかに対応した結果、いじめの解消につながっておりますので、ある程度の実態がつかめたと考えております。

一方の体罰アンケートですが、全児童生徒、保護者に実施し、現在、回収中であり調査結果は5月以降に公表されるものと思われまします。今回のアンケートで、ある程度の実

態をつかむことは可能だとは思いますが、今後はどうつなげていくか課題も多いものと考えております。

(2)の「いじめ、体罰で道徳の教科化が言われているがどう思うか」であります。2月26日に教育再生実行会議から、道徳の教科化を位置づけた内容の第1次提言がありました。これは、現行の道徳教育は教員によって内容や指導方法に差があり、規範意識や思いやりを養う教育の目標が十分に果たされていないとして義務化を求めているものであります。

道徳教育は人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かすことなどを通して、主体性のある日本人を育成するため、道徳的な心情、判断力、実践意欲と道徳性を養うことを目標としており、道徳の時間だけでなく学校教育全体の中で公德心を育むのが道徳教育にはふさわしいというのが基本的な考えであります。そして、道徳の時間に子供の変容を直接的に求めるのではなく、即効性も求めないとされています。

以上のことから、数値などによる評価は行わないものとなっており、教科化にはなじまないものと考えます。

(3)の「いじめ、体罰を防ぐためにどんな取り組みをしていくか」ですが、いじめを防ぐためには自分の思いや考えを適切に表現したり、思いやりの心を持って他とかかわったりするなど、よりよい人間関係を築く力を高めていく必要があります。こうしたコミュニケーション能力や日常生活等への満足度、精神的な安定度などについて、児童生徒をより深く理解することが重要であります。

各学校とも道徳の時間や集会活動を通して子供の心を育む指導の充実に努めておりますし、児童会、生徒会活動を主体とするいじめ根絶の取り組みなどを通して、いじめは人間として絶対に許されないという意識を持たせるよう指導しております。

今後とも、子供の声をきちんと聞き、豊かな人間関係がつかれる取り組みに努めてまいります。

一方、体罰は児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるとともに、学校教育法第11条においても現に禁止されているものであり、いかなる理由があっても絶対に体罰は許されないものであるという基本認識を持つことを全ての教職員が自覚することが必要です。そのために、道教委から発行されている資料等を活用しての校内研修を強化してまいります。

また、問題を抱えた児童生徒の指導について、特定の教員や担任だけに任せず、学校全体で共有できる職場環境をつくるなど、教員同士の信頼関係、子供と教師の信頼関係を大切にした取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、子供の医療費の無料化のことなのですが、これは中学生まで無料化を実施している市町村に住んでいる保護者の言葉がありますので、ちょっと聞いてください。

子供がぜん息とアレルギーを持っているのでとてもありがたい。無料化のおかげでひどく

なる前に受診し、薬を持ってコントロールできて、今はほとんどぜん息の発作もなく運動、部活で頑張っている。早期に十分な治療が受けられることは重症化を防ぎ、他の子供への感染も予防している。少子化対策にもなる、子供たちの将来の健康にもつながる、こういう声の実質、中学生、それから高校生まで医療費を無料化にしているそれぞれのところでアンケートで答えている言葉です。

それは、とても安心して暮らせるというのは、子育て家庭の経済負担が軽減されるというのは95.7%、それから安心して早期に治療が受けられ、子供の健全な成長が促進されるが89.4%です。ですから、小さいときから健康に気を配っていれば大人になったときや、老後も健康に過ごすことができ、結果として医療費を抑えることができるというふうにアンケートにも出ていますし、実質、そこは2年目になりますけれども、2年間通した中でそういう結果が出てきているという回答です。

それは、実際ほかのずっとやっているところでもそういう結果で、医療費はどんどん下がっているという結果が出ています。早期に治療に行くし、それから病院の先生とも常に話し合いをしながら行くものですから、完全にどたばたで病院に入るといったこともないので、夜間診療が増えるということもなくて、すごく助かっているということが町全体の中で出ています。

それで、厚岸町の場合も、今、今回、今まで国からおりの交付金の中で、固い物ばかりだったのがソフトの事業に移しかえるというのが大分出てきたみたいなのですけれども。これは下川町は暖房費を節約して子育て事業にという取り組みを、ことしから、2013年度からやるそうです。木質バイオマス削減効果活用基金というのを積んで、それを子育て支援に回すということも考えているようです。新たな子育て支援は小学生が上限だった医療費補助対象を中学生に引き上げ、年間5万円の給付金医療費補助、そういう形で子育てのほうにシフトさせていくという形の動きをしております。厚岸のほうでも、ちょっといろいろな工夫をしながら考えるということではできないですか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 厚岸町でもそのようなことができないかというご質問、十分わかります。

それで、ちょっと今現在の道内管内での実施している、拡大している町村をちょっと言わせていただきましたと思いますけれども、全道179市町村中、小学校まで通院を広げている町村ですけれども84市町村、管内においては2市町村、中学生まで通院を広げている市町村につきましては64市町村、入院まで広げている市町村につきましては76市町村、入院、通院両方やっている市町村については63市町村となっております。管内におきましては2町村となっております。さらに高校まで拡大している市町村につきましては、入院が9市町村、通院が7市町村、両方やっているのが7市町村となっております。管内におきましては、実施している市町村はない状況となっております。

それで議員おっしゃいますように、シフトしてできないかということですが、どうしても何回も同じような答弁になって申しわけないのですけれども、一般財源の中にはどうしても限りがございます、その中でいかに乳幼児に対しても行わせなければ

ならないというのは重々わかっております。わかってはおるのですけれども、どうしても制限の中で事業を展開していかなくては、ほかの事業もございますし、そういう状況でございます。

今後におきましても、厚岸町全体の子育ても含めまして、そういう部分も含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 子供が、赤ちゃんができて通院する、妊婦さんの通院医療費とか、子供たちを少子化対策するためいろいろな対策を厚岸町やってくれています。

せっかくそれで生まれた子供たちですよ、その子供たちを守るためにももう一歩進んで、やはり子供たちを育て上げる、育てるといのは町にとってとても大事な事業だと思うのです。ですから、もっと前向きになって考えてほしいなと思っております。

それで、町長も言っていますけれども人材は大事だと言っています。厚岸町を支えていく子供たちです。ちょっといろいろな工夫をしているところがたくさんありますので、そのところの資料も集めながら厚岸町とあわせながらできると思っておりますので、それはもう一度考えてください。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今、議員からもおっしゃられましたとおり、これからもちょっと各市町村の内容等々調査させていただきまして、さらに検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 次に移ります。

保育所なのですけれども、へき地保育所のことなのですが、ちょっと前向きに捉えてもいいのかなという感じがしましたが、実際、どうしても農家、農家戸数が少なくなったり、それぞれ1次産業で地方にいるときはどうしても子供がどんどん少なくなってくるので、10人でもその保育所ができないよというのは、とても大変なことなのです。

それで、国のほうでもこういうふうに緩和して、1日当たり10人以上から6人以上というのが出てきているようですから、厚岸町もぜひそれは前向きに早目にやっていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これまで10人という基準が6人になるということが今、国で検討されているわけでございます。

従来、ずっと長い間、10人ということをして小規模保育園の充実ということで国が出して

きたわけでございますので、当町においてもそういったときの状況に応じた保育の開始というのは検討しなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、現在、国が考えているのは、今、次世代交付金という事業を一つ一つ評価して、それに対する交付金を交付するというものから、今度は基金ということで、いわゆる国が北海道に基金を配分して、北海道が道内にさらに配分するという仕組みに変わって、その基金には実は限りがあるわけでございます。

とりあえず、25年度、現在24年度までの1年間での終了なんですけれども、それを25年度までの1年間延長したという状況しか現在は措置されていないわけでございます。

そういったことで、26年度以降、その基金の状況と子供の状況を見ながら、早ければ25年度からでもというふうになるのですが、現在は町内に10人を下回るところはありますけれども、6人に達する状況が実はない状況でございます。

毎年、その状況を見ながら、できればへき地保育所として運営をできればなというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 安心して子育てをしたいのでよろしくお願いします。

次に、いじめの問題に移っていきます。厚岸町は一生懸命やっているのだなというのは感じるのですが、このアンケートはいつまででしたか、4月、それはアンケート結果が出ましたら、それは名前は別としてもはっきりしたら町民にも知らせるのですか、こういう結果があるということ。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） このアンケートにつきましては、道教委に報告するというところでございますので、道教委のほうから文科省にまた報告という中で、文科省のほうでどのような公表をするかということもまだ決まってはございませんけれども、文科省のほうから具体的な公表があるということでございますので、町のほうで単独で公表することにはなってございません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 いじめ、体罰の問題です。いろいろな、あちこちにいろいろな問題が出ていますけれども、今回の体罰を防ぐためにどんな取り組みをしてきたという形で、厚岸町の場合は子供たちに寄り添ってということになっていきますけれども、この道徳教育の時間だけでなく、学校全体の中で公德心を育むという道徳教育というのがふさわしいということずっと続けられていますけれども、それでいじめとか、それから体罰が前よりずっと減った、体罰がどうなっているかわからないのですけれども、そのことがずっと減ってきて、子供たちにどういった影響を与えるか、与えているかというようなものは出ているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 子供たち、さまざまな環境、世の中、情勢の環境によって非常に情報が発達して、子供の心も以前から比べると荒れることが予想される、そういう中において学校におきましては子供のコミュニケーション不足、これが非常に上げられていますので、子供たちがよりコミュニケーション能力を高めるためにさまざまな取り組みを行っております。

その結果、これは他町村、ほかの道内の町村との比較でありますけれども、いじめの認知件数等々はほかの町村と比べては低くなってきております。実績として、数値的にはそのようなことを申し上げるところです。

あと、取り組みとしてはやはり本町は若い教師が多いですので、なかなか生徒指導は上手とは言えないのですけれども、若さゆえに子供と近い距離がありますので、その近い距離を生かして子供に寄り添い、そして児童生徒と理解を深めて、よりよい人間関係を育てていっていると思っております。

なかなか目に見えた形でというのはお話できないかもしれませんが、長い目で見ますといい方向に行っていると考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 確かにそのとおり、町の先生方はすごい若いですよ。いじめとか、そういうとき、対応するときの研修なんかは足りないというのも確かにいろいろな話を聞いていてわかります。

若い先生のよさというのも確かに言っているとおり、子供たちに近いということは、それだけで先生の力になるというのは確かです。

ただ、その中で学校全体の中で、例えば職員室とか学校全体の中でそういう一つの子供たちのことについて話し合う機会というのは、今、授業日数がすごく増えていますし、時間がとられるようになってきていますけれども、それはずっと続けられていますか、それとももうそれはできない状態になっていますか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 各学校とも年度当初、大体4月ぐらいなのですが、研修の時間を使いまして児童生徒交流というのをしております。各担任及び生徒指導部等で気になる、目をかけてあげなければいけない子供、そういう子たちの情報交換を行っております。また、朝の打ち合わせ等で5分、10分と短い時間なのですが、前日に何か気のついたことなどを教員全体で交流しながら進めております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 教員だけですか、そこには用務員さんとか、それからそこに働く方いっぱい

すよね、教員だけでなく。その方たちも中で一緒に話し合うと、そういうようなことはないですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 朝の打ち合わせの職員室というのは全教職員がおりますので、全教職員、例えば公務補さんなんかでも、きのう実はこういうことがあったのですけれどもとか、そういうことは話し合えるというか、情報を提供する場にはなっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そういう形をずっと続けられればいいですね。

これはもうわかっていると思うのですけれども、いじめで問題になった大津ですね。大津の中学校ですけれども。ここは文科省指定の道徳教育実践研究事業をやっていたのですね、9年、10年の2年間行われて、実際そこの事件のあった学年もその授業を受けていたと。そういう形で、その中で結局こういう事件が起きてしまったと。その道徳教育の実践の中で実際にそこで行われていた内容なのですけれども、いじめに対する道徳教育だったのです。それが、ずっと道徳という形で見て見ぬふりする消極的な姿勢は憎みいじめは断固だとか、それからいじめの愚かさとか、そういういろいろなことをずっと2年間続けてきたその学年の中で起きたことなのです。

さっき道徳教育は上から目線のものはないと言いましたけれども、確かに私もそうだと思います。子供たちの大事だとは思いつつ、どうしても上から押しつける形の道徳教育はもう、それは何も生まないということは、この大津の事件が示していると思うのです。規範などを高めるためといって徳能をたたき込むような道徳教育は厚岸の場合は今、話を聞いていくとないと思いますので安心してはいますが、自分で判断できるような、そういう人間、人権を尊重し合う、人間を育てていくという、これからもやっていってほしいなとさっき話を聞いていて思いました。

一つ気になるのですけれども4校が研究校でしたか、それは道徳ではないかなと思うのですけれども、それはさっきも言いましたけれども授業時間がすごく長くなっている、授業内容が厳しくなっていく中で、先生方に対する負担はかかっているのではないですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） ただいま4校の件ですけれども、その中の1校は道徳教育を発表する予定であります。

先生方には絶えずやはり研修というのは義務づけられて、また研修をする権利も認められております。確かにその研究発表会に向けて忙しくないと言えましょうになりますが、しかしその忙しさの中に自分たちのスキルアップにつながっていくものと考えております。

今回、4校に増えたのもやはり、この先生方が一つのことに向かって何か研究をして

発表をしよう、そのことによってまた集団として一つのことに向かっていくということで、その集団として学び合って高め合っていくという、そういうものも生まれてくると思います。

ですので、こちら側から、教育委員会から何とかやってくれとお願いしている部分、若干あるのかもしれませんが、今回、4校を見ますとほとんどの場合が予算、少なくともいいからやらせてくれという非常に意欲的な集団、学校が多くなってきております。

ですので、先生方の負担をなるべく感じさせない、軽減させるようなバックアップを考えていきたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 お願いしていないわけではないみたいな話でしたけれども、本当にとっても先生方、今の先生方は物すごく忙しいというのは行って見ても感じます。

ですから、先生方が忙しくなるとどうしても子供たちのほうを見られませんが、余裕がない見られないです。子供たちはいろいろ変わってきていますし、それからいろいろな思いをたくさん持っている子たちもたくさんいます。その子たちの思いが真っ直ぐ大人に受け入れてもらえなかったときにいろいろな形でいじめとか、そういう形で出てくると思うのです、登校拒否もあるだろうし、そういう時代になっていますので、教員の負担も余りないように、でもゆっくりとした学校づくりを私はこれからやっていってほしいなと思います。

私らのころは、それこそ勉強しろなんて親にも先生にも言われたことがない時代でした。でも、何とかかんとか大人になって一応やっています。今は塾もあるだろうし、お稽古事とか子供たちの時間もとても忙しくなって、その中で友達同士のコミュニケーションがとれなくなってくる、あと小さいときから携帯でメールしか送らないから話すこともできなくなってくるという、そういうような子供たちの時代背景もあります。

それも含めて先生方の忙しさも含めて教育委員会で後ろからそういうことが余り緩和できるように、そういうことをバックアップをしていってほしいなと思いますけれども、どうですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 今ありましたとおり、先生方、上のほうからは学力アップ学力アップ、体力アップ体力アップ、そしていろいろ何だか教育、何だか教育、非常に今、学校現場に求められていることは多種多様になっております。

しかし、今、議員おっしゃったように教師の本分はやはり子供と向き合って、子供に確かな生きる力、生きる力というのはやはり勉強だけではなく私の立場からこういうことを言うのは変なのですけれども、やはり子供同士がうまく関わり合って、その中で豊かな人間性、そしてその上にやはり学力、体力というものがつくものと考えております。

先生方、確かに今は非常に忙しい状況になっておりますけれども、教育委員会といた

しましても物心両面にわたって先生方の負担感、これを軽減できるような取り組み、バックアップを行っていきたくと考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 あとは父母とそれから子供たちと先生方がきちっといろいろな話し合う場所を求めて、いろいろな形で子供たちは子供を中心にして、いろいろな問題に取り組んでいるような、そういう場もつくって行ってください。

では次に移ります。T P Pの問題なのですけれども、私はちょっとすごく心配というか、きょうの新聞なんかも読んでいますと何か物すごい聞く耳持たなくて、ただ突っ走っていくというような首相の態度に何とも言えない覚えています。それで、町長も頑張ってくれと言っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

私が伝えてほしいなと思ったことは、T P Pの、私らは農家ですから自分の問題として、すんとん入ってくるのですけれども、ほかの方たちの中に農家のために、農家が大変だからねT P Pが通るとねというような感じのところもあったりします。食品なんか安くなるからいいでしょうみたいな言い方もします。

でも、その食品が物すごく恐ろしいことになる、食品の安心・安全という問題がすごく大変になってくるのだというのが今回、B S Eの問題でアメリカの牛肉を30カ月まで拡大されました。その中で危険部位も取らなくもいいと、除去しなくてもいいと、それから加工に使ってもいいと、そういうようなものまでついてきました。

ブリオンというのは煮ても焼いてもなくなるものですよ。それをういう形で押しつけてくる、それはとても子供たち、生活が大変ですよ、若い人たちもそういてですけれども、簡単に食べられるものといったら大好きな牛丼です。牛丼の中にどういう肉が入ってくるかと、保証も何もないですこうなると。

今のところは、私たちの出している牛は、どこの誰べえが何月何日に生まれたというのが全部わかります。だけど、アメリカの牛というのは全然わからないと、トレーサビリティサービス、そういうものが一切ないですから。どこで生まれて何カ月、歯を診たらわかると言っていますけれども、アメリカはB S Eの検査もしていませんし、何千頭に1頭だけです、1万何千頭に1頭ぐらいいかな、そういう感じでやっています。

アメリカの牛の牛肉というか、そういう問題はとても安全に対しての身勝手な押しつけみたいに感じます。私たちもこれからどういうふうにしてやっていったらいいのかなと、町に行くと牛肉が安くなったら買うかいと言ったら、やはりお金大変だから買うかなという方もいます。

そういう問題も含めて、添加物の問題とかもありますし、今、もう日本の添加物は900ですね、800から900です、添加物として表示されるのが。でもアメリカは3,000を認めよというのです。でも日本の場合はその800の中にも発がん性のあるものとか、それからそういうものも出てきて、それでぎりぎり800、900、そういう形です。それで日本は食品の安全を保つために添加物の表示をなさい、そういうことをやっていますけれども、アメリカ消費者がそういうことを求めても、それはするなというふうになっているようです。

それで、食品の安心、安全という面も含めて衛生、それから食物検疫、遺伝子組みかえの

食品、そういう本当に私たち命にかかわってくる問題も、何か余りにもマスコミなんか聞いていますと知らせていないのかなど、輸入がどんどん、輸出がどんどん増えると自分たちの経済がよくなるようなことしか今、流されていません。それを見ている人にとってはどうしてTPPはだめなのというような感じだと思うのです。

さっきも町長は言っていましたけれども、厚岸町にはどれだけのものがどうなるかということも含めて、きちっと皆さんに知らせてほしいと思うのですけれども、それをやってほしいと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

確かにTPP問題につきましては、国民の世論調査におきましても残念ながら賛成が半分以上いるということであります。

それは、今、言われておりますとおり、私はTPPの問題は都市部と地方の対立だと、そのように思っております。すなわち、消費者から見れば安い物が入るからいいのではないかと、しかし地方においては産業を守っていかなければ地域の崩壊につながる、そのようになるのではなかろうかと。

私は今言われた、石澤議員が言われたことは大事なことと思います。これはもう、消費者に強く訴えていかなければならない。やはり食品の安全、特に米国が参加をしたということは極めて注意をしなければならぬ、そのように考えております。

お話がありましたとおり、遺伝子組みかえの問題、さらにはまた残留農薬の問題等々、それから石澤議員が言われたような食品、これは大変な問題に相成るわけでありまして、消費者におきましても、この点を十分に理解した上でTPP問題はどのような問題なのかということを確認してもらわなければならないと、そのように考えます。

さらにはまた、何か農業だけの問題ではなかろうかという世間では言われる場合もあります。しかし実際、農業だけではない、私は第1回目の答弁をいたしたように、あらゆる産業、また経済、地域等々にかかわる問題であります。

私の資料によりますと、TPP問題に関する品目が約2,400項目があるだろうと言われております。そのうち、農業に関する品目は834品目ではなかろうかと言われていたわけでありまして、そういったしますと極めて農業問題がTPP問題として重要な課題になるということに相成るかと思いますが、しかしながらこれからは農業の問題ではない、国民の安全、さらには医療の問題、福祉の問題、公共事業の問題、もう全ての問題にかかわる重要な問題だと。特に地域においては地域の崩壊にかかわる問題だということ強く訴えをしていかなければならないと、そのように考えておりますし、私自体も昨日のTPP問題についての答弁の中でお答えをいたしておりますが、さらにはまた1月5日の厚岸町の新年恒例会の席においても新年の所信として強く反対をするということを申し上げ、また今回の執行方針においても断固反対ということを訴えているわけでございまして、引き続きこの気持ちを持って闘ってまいりたいと、そのように思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） いいですか。

(「はい」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点についてお伺いをいたします。

まず第1点は、安倍首相が日米首脳会談において地域の産業を破壊するTPP交渉参加を示しましたが、私はこれは絶対容認できるものではありませんし、町長は今後どのように対応されていくのかお伺いをいたします。

2月23日の日米首脳会談後に発表されましたTPPに関する日米共同声明では、全ての物品が交渉の対象とされとし、既にTPP交渉参加国で合意されているTPPの輪郭、アウトラインにおいて示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認するとなっておりますが、記者会見では聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったというのは、私はこれは国民を欺くものではないかと考えます。引き続き、町長は町民の先頭に立たれましてTPP反対の運動を進めると思いますが、町長は今後、どのように対応されるかお伺いをいたします。

二つ目は、TPPは農業問題に特化されて議論をされておりますが、非関税障壁はどのようなようになるのか、自民党の政権公約では聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に反対する、そのほかに自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない、国民皆保険制度を守る、食の安全・安心の基準を守る、国の主権を損なうようなISD条項は合意しない、政府調達金融サービス等は我が国の特性を踏まえらるようになっておりますが、これらはいずれも国民生活、地方行政にも大きな影響がありますが、厚岸町においてどのようなことが懸念されるのか、また町民生活にどのような影響があるのかお答えをお願いいたします。

大きな二つ目は矢臼別演習場における在沖縄米海兵隊による実弾射撃訓練についてお伺いをいたします。

矢臼別演習場における在沖縄米海兵隊による実弾射撃訓練は、6月上旬から7月上旬との予定と発表されておりますが、最近の訓練では小火器射撃訓練など、訓練内容の拡大が見られ、さらには射撃訓練による火災の発生がたびたび起きておりますが、受け入れ条件と照らし合わせてどうなのか、町はどのように対応されていくのかお伺いをいたします。

二つ目として、依然として沖縄では海兵隊員を初め、米軍陣の事件が相次いでおり、訓練終了後の隊員の外出は認めるべきではないと思っておりますが、町長の見解をお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の「安倍首相は日米首脳会議で地域の産業を破壊する T P P 交渉参加を示したが、絶対に容認できませんが町長は今後どのように対応されるのか」についてのうち、初めに「2月23日の日米首脳会談後に発表された T P P に関する日米の合同声明では、全ての物品が交渉の対象とされるとし、既に T P P 交渉参加で合意されている T P P の輪郭、アウトラインにおいて示された包括的で高い水準の協定を達成していくことによることを確認するとなっているが、記者会見では聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったというのは、国民を欺くものです。引き続き町長は町民の先頭に立って T P P 反対の運動を進めるべきと思うが町長は今後どのように対応されるのか」についてであります。去る2月23日に行われた日米首脳会談後の記者会見において、安倍首相は T P P では聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったとし、さらに交渉に参加するかどうかについて、なるべく早い段階で決断したい旨表明され、その後、2月28日の第183回国会における施政方針演説においても、今後、政府の責任において交渉参加について判断すると述べるなど、前のめりの発言が続いております。

今後の交渉参加については、聖域なき関税撤廃が前提でないとしても、重要品目の全てが関税撤廃の対象から除外されるのか、食の安全、医療、公共事業などへの影響はどのようなのかといった具体的な情報がない中で、T P P への参加は漁業と農業を基幹産業とする厚岸町に計り知れない影響を及ぼすものであり、これまで同様に T P P 交渉の参加には断固反対という考えには変わりはありません。

3月1日には、日本共産党厚岸委員会の委員長として谷口議員から T P P 交渉参加に反対する緊急要望書の提出があり、その内容は「若狭町長には引き続き T P P 交渉参加反対の運動の先頭に立って奮闘されることを要望する」というものであります。

私としても、今回の首脳会談以降の経過から、この問題はさらに予断を許さないものとなったという強い危機感を持って受けとめておりますので、関係団体と連携しながら今後の T P P 交渉参加阻止に向けた取り組みに積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、「T P P は農業問題に特化されて議論されているが、非関税障壁はどのようなのか、自民党の政権公約では聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に反対するのほかに、1に自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受けられない、2に国民皆保険制度を守る、3に食の安全・安心の基準を守る、4に国の主権に損なうような I S D 条項は合意しない、5に政府調達・金融サービス等は我が国の特有を踏まえられているが、これらはいずれも国民生活、地方行政にも大きな影響がありますが、どのようなことが懸念されるのか」についてであります。T P P では関税と非関税障壁の撤廃が原則とされております。

ご質問にある非関税障壁とは、国家全体の利益、あるいは国内の産業やその従事者を保護するため、国が法律などを通じて外国の参入を規制、制約すること、またはそのシステムを言います。文字通り、関税ではない壁で国家そのもの、そして自国の企業や人を保護しようとするものです。

アメリカは自国の車が日本で売れないのは排ガス規制や安全基準などといった非関税障壁があるからとして、政府の責任において輸入台数の保証を求めてきております。自

動車を初めとした工業製品の輸入枠を数値目標として受け入れることは、まさに自由貿易の理念に反することであり、世界に誇る技術等によりこれまで日本経済を支えてきた関連産業にとって計り知れない影響が心配されております。

また、日本の国民皆保険制度は、国の財政支援などもあり、民業を圧迫し優れた保険商品を扱う民間保険会社の活動を妨げる非関税障壁としてアメリカの標的にされております。TPP参加への懸念として考えられるのは、混合診療の全面解禁で保険の効かない医療が拡大し、所得によって受けられる医療が制限されることや、株式会社の病院経営への参入による儲け本意の医療、不採算部門の切り捨て、地域からの撤廃などが挙げられます。

また、食品の安全のための規制も非関税障壁とされ、残留農薬や食品添加物の基準、遺伝子組み替え食品の表示義務、輸入原材料の原産地表示、BSE牛海綿状脳症対策である牛肉の輸入基準などの規制緩和が求められると、国民にとっては健康や命にかかわる大変重要な影響を及ぼすことになる問題です。

また、ISD条項は投資家対国家間の紛争解決条項の略語で、外国の企業が進出先政府の施策で損害が出ると判断した場合、その政府に対し賠償を求める際の手続き方法について定めた条項です。

ここで問題視されているのが、訴訟先となる国家投資紛争センターは、投資家の被害がどれだけあったのか観点のみで審議され、裁判結果に不服があっても上訴できないこと、明らかな法解釈の間違いがあっても当事国間の法機関は正すことができないため、国のルールを国民が決める主権を侵すものだと懸念されております。

また、TPP交渉分野の一つである政府調達法は、政府や地方自治体の物品購入や公共事業で外国企業への開放が迫られております。市町村の小規模な公共事業や物品購入も外国企業への開放が義務づけられ、地元企業への優先発注などは非関税障壁として排除される危険があります。

このように、自国の利益を保護するために設けられた非関税障壁が撤廃されるようなことになると、当然のことながらそれまで守れていた国自体、産業、個人の利益を毀損してしまうのではないかと懸念しているところであります。

続いて、2点目の矢臼別演習場における在沖繩米海兵隊実弾射撃訓練についてのうち、初めに「矢臼別演習場における在沖繩米海兵隊による実弾射撃訓練は6月上旬から7月上旬との予定と発表されたが、最近の訓練では小火器射撃訓練など、訓練内容の拡大が見られ、さらには射撃訓練による火災の発生がたびたび起きているが受け入れ条件と照らし合わせてどうなのか、町はどのように対応されるのか」についてであります。本年1月31日、防衛省から在沖繩米海兵隊による沖繩県道104号線越え実弾射撃訓練の本道演習場での分散、実施にかかわる平成25年度の訓練計画が公表され、その中で矢臼別演習場での訓練が本年6月上旬から7月上旬の予定で行われることとなりました。

まず、小火器実弾射撃訓練についてであります。ご承知のとおり、小火器実弾射撃訓練は、平成18年9月の訓練から実施されております。町としては、この訓練実施が訓練内容の拡大につながるものであることを北海道と関係4町との間で確認した上、その受け入れに当たり、同年8月の町議会第3回臨時会における行政報告において、沖繩県道104号線越え実弾射撃訓練は、日米安全保障体制を基調とした我が国の安全保障と沖繩県の

負担軽減を図る観点から、本土演習場での分散、実施に至った経緯を踏まえつつ、当時最初に訓練が実施された宮城県王城寺演習場の状況から判断して、新たな地元負担が軽微であったことに加え、国との協議において今後行われる射撃訓練は155ミリ榴弾砲と小火器実弾射撃とし、これ以上の拡大がないことを確認できたことから、北海道と厚岸町を含めた関係4町で構成する矢白別演習場関係機関連絡会議でこれを受け入れる決定をしたことを報告させていただきました。

また、平成19年以降は訓練実施前に毎回行っている矢白別演習場関係機関連絡会議から、北海道防衛局長に対する要請において、要請書に「今後行われる訓練は155ミリ榴弾砲と小火器実弾射撃として、これ以上の訓練の拡大がないこと」と「小火器実弾射撃訓練の実施に当たっては、特に安全管理を徹底すること」「155ミリ榴弾砲と小火器の実弾射撃は同時に実施しないこと」を加えた中で対応を図ってきているところであります。

次に、火災の発生についてであります。

平成22年の訓練では、米海兵隊の射撃により着弾地内の枯れ草に火がついたこと及び米海兵隊が使用した照明弾のパラシュートが強風の影響を受けて流され、着弾地以外に落下し、枯れ草に延焼したことによる野火が5回発生しました。

このことから、前4回の野火においては知事名により火災原因の究明と再発防止の徹底を強く要請するとともに、5回目の野火においては連絡会議として副知事及び関係4町との連盟によりたび重なる火災発生に対して遺憾の意を伝えたほか、火災発生の原因究明と再発防止の徹底、着弾地内への着弾の原因究明と再発防止の徹底、火災等発生時における関係機関への速やかなる連絡、地域住民に対する火災等の発生情報及びその対処並びに安全性の確保に関する迅速な情報提供について緊急要請を行いました。

また、このような野火の発生を踏まえ、昨年は平成22年の訓練に際し5回の野火が発生し、住民への不安を感じさせたことにまことに遺憾である旨を伝えるとともに、地域住民が不安を感じることをないよう、野火発生の可能性があることや安全対策の内容について事前に広報すること、関係機関に対して訓練についての情報提供を行い、万が一、事件、事故などが発生した場合の連絡体制を事前に確認すること、地域住民や報道機関への情報提供を迅速に行い、苦情や問い合わせなどについては国の責任において対応をすること、さらに訓練の性質上、着弾区域内で野火発生の可能性があるならば、着弾区域外へ延焼することがないように、事前の安全対策を実施すること、着弾区域外の着弾や野火発生がないよう、現地の気象などの状況を十分に把握した上で訓練を実施することを要請したところであります。

しかしながら、この要請にもかかわらず平成24年の訓練においても米海兵隊員の弾着区域外でのたばこの火の不始末による火災が発生しました。このことから、連絡会議では関係4町の総意のもと、着弾区域外の外で野火が発生したことは遺憾であり、地域住民が不安を感じることをないよう、原因の究明と再発の防止を徹底するよう改めて要請する旨の要請書をもって、知事名により北海道防衛局へ要請いたしました。

ことしも5月には連絡会議が開催され、ことしの訓練実施に当たっての要請内容並びに要請書について協議を行うこととなりますが、このたびの質問事項については北海道防衛局並びに米海兵隊に対し強く要請してまいりたいと考えております。

次に、「依然として沖縄では海兵隊員を初め、米軍人の事件が相次いでおり、訓練終了

後の隊員の外出は認めるべきではないと思うが、町長の見解を伺います」についてであります。私も依然として後を絶たない沖縄での米軍人による事件は、事件が起きるたびに強い怒りを覚えているところであります。

矢臼別演習場滞在中における米海兵隊の外出については、平成10年度から地域の歴史、文化等を知るため、演習場近傍の文化施設等などの見学と休養を目的に行われ、ここ5回の訓練では摩周、網走、小清水、標津方面と釧路市内の2カ所に分けて行われております。

また、この外出のほか、別海町においては自衛隊協力会による交流会も行われております。しかし、これまでこの外出に際しては必要数の防衛局職員が必ず同行しておりますし、米海兵隊においても隊長以下隊員の規律保持を重視し、統制がとれた中での行動がされているとのこととあります。

私としては、今後も沖縄のような事件が起きてはならないと思っておりますし、米海兵隊員の本道滞在中における規律の維持に対する万全な対応について、これまでどおり連絡会議から強く要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 TPPに対する町長の姿勢は非常に評価できますし、引き続いて町民の先頭に立って奮闘させていただきたいというふうに考えます。

そこで、やはりこのTPPの問題を町民にやはりきちんと知っていただくということが非常に大事ではないのかなというふうに思うのです。何か、農家の人が自分たちの営農、あるいは暮らしを守るために困るから反対しているのだというような捉え方ではやはり困ると思うのです。影響が大きいのは先ほどの町長のご答弁にもありましたけれども、やはり非常に大きな比重を占めるということは確かだと思えます。

ですけれども、日本の食料はやはり日本できちんと守ることが大事なのであって、自民党政権に今は戻っていますけれども、前の政権だって食料主権については自給率をもっともっと上げなければならないと、まだ40%に到達していないのを、それをやはり40%、あるいは50%を目指そうというのが国の大きな方針であります。

ところが、そのもしTPPに参加することになると、一気に13%ぐらいまで自給率が下がってしまうのではないかと懸念が非常に大きい、そういうことを敏感に感じて今は農業団体を中心にやはり非常に反対の運動が起こっていると。

だけれども、これは北海道全体を考えれば高橋知事がおっしゃっているようにオール北海道でこの問題を阻止しなければならないと、それは北海道の全ての分野にこのTPPというのは非常に大きな影響を与えるものなのだとということとあります。それで、北海道でもこのようなTPP協定の分野別の影響についてということで資料をつくって、各分野ごとに非常に大きな影響があるのですよということを言っているわけとあります。

それで、初めにちょっとお伺いしたいのですけれども、今回の日米の共同声明でわからない言葉があるのですけれども、センシティブィティという言葉は、これは何て訳されるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 申しわけありません、ちょっとその英語でどういうふうに言うのかというのはちょっとわからないのですけれども、その内容はセンシティブ品目とは、当該国にとって重要であり、かつ輸入の増加により悪影響を受ける恐れが高い品目をいうというふうにされております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 大体この共同声明を読んでいて、全部なるほどなというふうにわかる人は相当な人なのだろうかと、私みたいな凡人も凡人であれば、ほとんど先のほうと後のほうですっかりどう理解をしているのかということがわからなくなってしまうのです。

それで、今のお言葉も辞典によってはさまざまなとり方があるようで、インターネットを見ているうちにインターネットを見ている人もわからなくなってしまうというような言葉でありますから、そういう言葉で外交交渉というのは行われていくのだなということで、非常に外交交渉は大変な問題をいっぱい含んでいるということだと思います。

それで今、町長のほうからご説明ありましたけれども、漁業の問題でどうなるのかということをやはり、この道の報告書の中にもあるのです。営業されると漁業では530億円ぐらいの影響があるとか、それから環境の問題でいえばT P Pにもし参加した場合には、アメリカだとか、今参加している国との厳しい議論になっていくのだというようなことが言われているわけです。

こういうことをやはりきちんと漁業の問題でも知らせていくことが必要ではないのかなと、それから先ほどから議論されておりました食の安全の問題だとか、そういう問題は当然でありますし、地方自治体においても今まで小さい自治体には余り影響がないのではないかと、ガットの問題でも私が話したときは小さい市町村には関係ないですよというような話がされていたのですけれども、そういうところでとどまるのか、そうではなくて小さい町でも入札、あるいは入札等にかかわってきちんと対応しなければならないと、そうすれば厚岸町においても英語に堪能な職員を配置して、それに見合った仕様書というか、そういうものをきちんとつくって入札を進めていかなければならないと、そして町長は盛んに言うておりますように厚岸の地元の経済産業を守っていかなければならないのだということで、地元への優先発注だとか、そういうことをやるのが障壁になるわけですから、それも取り払えというようなことになっては厚岸町の産業を守っていくことができなくなっていくわけなのです。

それらについて、やはり一つ一つ町民にこういう問題がありますよ、もしこれがこういうことになってはとんでもないことになるのですよと、医療の問題でも同じだと思うのです。今、非常に医療の問題で言えば薬代が高いから何とかジェネリック薬品というのですか、そういう後発薬品を使ったり、あるいは保険の中で何とか診療を済ませるようにしたいと、ところがそういうものが今度は企業だとか、大手の食べ物になってしまうような医療が行われると、厚岸町には採算が合わないから医療機関は引き上げてしまうだとか、そういうようなことになっては困るのです。入ってくるときはいいことを言うて入ってきて、出ていくとき

はあっさり不採算だからということで切り捨てられる、そういうことが起こらないような状況をやはり農業でも漁業でも地域の産業、あるいは私たちの日常の生命にかかわる問題も含めてきちんと守っていく、そのためには町民の皆さんも一緒にこの問題では運動していただきたいと、全戸に署名をお願いするぐらいの活動を私は進めていくべきではないのかなというふうに考えますけれども、これらについて今後どうするのか、もう一度伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

何度も繰り返しになりますが、T P P問題は地域を崩壊する重大な問題であります。断固反対運動をさらに強めていかなければならないと、それが基本であります。

そういう中で、実はこの2月には北海道としては、知事を先頭にして農業団体、漁業団体、さらにはまた医療団体と福祉団体、さらには労働組合団体等々、今お話がありましたとおりオール北海道で反対要請を行ったわけでございます。

また、厚岸町におきましてもどういう行動を町民に理解を求めていくかということは、ご案内のとおりこのT P P問題が惹起をされた中で、特に昨年などはオール厚岸でいろいろな行動を展開するのみならず、この釧路管内全体としても大結集をいたしての反対大会等も開催をされているところでございまして、その後、政権が変わり、今日の安倍首相がそういう意志をしたという段階でありますので、これからはそういう姿をさらに強めていかなければならない、町民挙げての体制をどう構築していくか、農業団体等も含めた中で協議を重ねてまいりたいと、そしてオール厚岸で反対行動を持つべきことであろうと、そのように私も考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この問題、この間の道新なんかを見てもちょっと寂しい記事が載っています。交渉なら公約違反と批判も道内議員、地元対応に苦慮と、そして財務政務官の自民党の道7区の議員も政府見解以上のことは言えないと、ただT P P反対かどうかは別にして北海道の1次産業はいかなることがあっても守らなければならないと慎重な言い回しということなのです。

T P Pを阻止しないで農業を守るということは、私は絶対にできないと思うのです。ですから、やはり私は去年ああいう盛り上がりを持ってあの段階で阻止してきたのも、やはりそういう幅広い層の闘いがみんなで大きな力にしていったということだと思います。

ですから、今回もやはり盛んに言われているように農家の多少の大規模化では、とてもとても太刀打ちできるようなものではないし、地域産業をだめにする、そして中央だって地方があつての中央なのです。そういうことをやはりきちっとわかっただくような行動をしていただくことを、まず強く要望いたします。そういうことで町長、一層奮闘されたいというふうに考えます。

次に、矢臼別の海兵隊の問題なのですが、6月から7月にかけて射撃訓練を行うというこ

とでありますけれども、もう何かすっかり固定してしまったような感じがあります。

しかし、この回を追うごとに演習内容が少しずつ少しずつ変わってきているというのが、やはり非常に気になるのです。それで、多くの人が反対をした沖縄の普天間のオスプレイの配備の問題がありますけれども、ついにそれが本土の上空まで飛んでくると、それも日中は150メートルの低空、夜間は300メートルの低空で飛行訓練を行うというように1回受け入れてしまうと、この米軍、海兵隊も含めてそうなのですから、だんだん質が変質をしてくるとか、いつの間にかこういうことまでやっているのかというようなことまで行われるということに私は非常に危惧をします。

それで、ことしもブリーフィングが行われるのかどうなのかわかりませんが、住民がもの申す機会というのは、あのブリーフィングしかないのです。それで、これについて今後行う予定であるのかどうなのか、ちょっと伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まだ25年度の訓練実施については細かい詳細な連絡はまだございません。いずれにしても、ブリーフィングが行われなかった年もございました。そのことを踏まえて、これまでブリーフィングは必ず行っていただくようということで連絡会議から北海道と連絡会議からも要望しております。

今回の連絡会議行われた際にも防衛局を通じて米海兵隊のほうにブリーフィングを必ず行っていただくよう、要請をしてまいりたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ブリーフィングなんですけれども、場所によってやり方が違うようです。

今回、2月に王城島のほうで訓練が行われたようでありますけれども、その内容と我々、私も何回かブリーフィングに参加しているのですけれども、大半の時間、司令官だか何かという人が長々としゃべって、それを今度、長々と通訳の方が訳されるものですから、ほとんどの時間がそれに費やされて、住民が話を聞きたいなと思っても2人か3人でもう打ち切られてしまうというやり方については、やはり変えていただくように要望していただきたいなと。説明は短く、住民の声はたくさん聞いていただくというような対応をお願いできないのかどうなのか、そのあたりはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 私もブリーフィングには参加をさせていただいて、議員と同じような印象を持っております。何せ、通訳がいるということで、その説明を通訳する、その時間が余りにも長いというふうには感じております。

今後、1回目の町長の答弁でもございましたけれども、いずれにしても連絡会議から防衛局通じてのお願いになりますけれども、その辺のあり方についても要請をしていくよう努めてまいりたいというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 あと何分ありますか。（「あと15分」と発言する者あり）

あと最後のほうになりますけれども、海兵隊員のこの外出問題なのですけれども、沖縄の議会のホームページを見てみますと嘉手納だとか、宜野湾だとか那覇だとか、あるいは金城だとかいろいろ書かれているところたくさんあるのですけれども、そういうところのホームページを見てみると、必ず海兵隊員による強制わいせつ致傷事件に関する協議決議だとか、意見書だとか、要するに米軍の住居侵入、そういう意見書がたびたび議決されているのです。意見書抗議文が、それで事件が起きて一定期間は夜間外出禁止だとか、10時までだとか、11時まではいいよとか、そういうことがやられています。

それで、何年か前からの矢臼別の訓練終了後、外出するようになっております。それで釧路の市内の繁華街にも行くようになって、かなり泥酔した状態で海兵隊員がうろついているというような光景が見られるということでもあります。

それで、今まで相当の規律をもってやるということやってきておりますけれども、これもたび重なってもう10年以上この訓練をやっています。そうすると、常に当たり前のような状態になってきておりますし、海兵隊員というのが常駐している軍ではないわけです、一旦、何かがあれば常に真っ先に飛んでいくというのが海兵隊員でありますから、つい先日も沖縄であった事件の海兵隊員はもうあの基地を離れる予定であったから、それだからやったというようなことまで言っているのです。

そうすると、やはり治外法権というか、地位協定がある限りなかなか海兵隊員を国内で裁くということが難しいのです、事件、事故があっても。そういう人たちがやはり街中を先ほど町長の答弁にあったようなことだけで済んでいけばいいのですけれども、それ以上になってしまうことが絶対ないという保証はないわけでありまして。

そういうことを考えると、やはり外出についてはやはりきちんと認めないという方向が私はやっていただきたいなというふうに思うのです。そういう強い要望を被害があってから、それを議会で決議をしたり、抗議したりしたのでは間に合わないのです。そのあたりをきちんと踏まえたことを町長としても申し入れ等をしていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

この米海兵隊の矢臼別での演習につきましてはご承知のとおり、平成9年から始まっているわけでありまして。その受け入れの際に、その以前に起きた沖縄における少女暴行事件があったわけでありまして。受け入れることによって、ああいう事件がこの地域であっても困るといふような、いろいろな不安、懸念があった中での受け入れであったわけでございまして、そういう中で沖縄においていまだにいろいろな事件が起きている、まことに慚愧に堪えない、私も思っております。

本年、演習が行われるわけでありまして、私は何度も要請をいたしておりますとおおり、野

火はもちろん、この事件が起きたならばもう矢臼別では演習できないというぐらいの気持ちを持って規律の保持を強く訴えていかなければならないと、そのように考えているわけでございまして、今後とも安全管理はもちろんでありますが、規律の維持に万全の対応ができるように、さらに強く防衛局長含めて、関係機関に要請をしまいたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第23号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました議案第23号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町若竹3丁目141番地、佐斎正憲氏であります。

2、事故の概要であります。平成24年11月16日、午前11時35分ごろ、厚岸町住之江1丁目2番地先、保健福祉総合センターあみか21付近の踏切手前の交差点において、厚岸町職員が職務上、町有自動車を運転し、あやめ橋側道から同踏切に向い、徐行直進していたところ、町道住の江町海岸通で一時停止をしていた相手方車両がこれに気づかずに同交差点へ進入してきたため、町有自動車に衝突し、同車で車両の運転席側バンパーと町有自動車の助手席側バンパーが破損したものであります。なお、町の過失割合は15%であります。

3、損害賠償額であります。金4万3,678円であります。

安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、大変、申しわけなく反省しているところであります。幸いにして両者けがはありませんでしたが、今後の再発防止に向け徹底した指導を行っていきたく存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第4、議案第24号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読に加え、厚岸町議会会議規則第39条第2項の規定に基づく提案説明を、同条第2項の規定に基づき省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、職員の朗読と提出者の説明を省略いたします。

これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま

す。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

このたびの改正条例は、引き続き予想される当町の厳しい財政状況を考慮し、財政の健全かつ、円滑な運営に資するため平成17年度から本年度まで実施してきました町独自の町長、副町長、教育長の給料及び期末手当の減額措置を平成25年度も継続して実施しようとするものであります。

このたびの町長、副町長、教育長の給料月額の設定に当たっては、特別職である町長と副町長の給与を定める特別職の職員の給与に関する条例と教育長の給与を定める教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の二つの条例を改正する必要性があり、改正する内容が同様であることから、個々に改正条例を制定するのではなく、二つの改正条例を「及び」でつなぎ、一つの改正条例として制定しようとするものでありますので、ご了承願います。

なお、説明は議案書により行わせていただきますので、別にお配りをしている議案第25号説明資料新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照していただきたいと思っております。

議案書7ページをごらんください。

初めに、第1条、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。別表に規定する町長及び副町長の給料月額を平成23年度から、引き続き平成25年度もその給料月額に100分の95を乗じて得た額とする、いわゆる5%を減額した額とするため、附則第8項中「及び平成24年度に限り」を「から平成25年度までの間」に改めようとするものであります。

次に、第2条教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。第1条においてご説明いたしました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と項番号が異なるほかは、同様の改正でありますので説明を省略させていただきます。

また、この改正により、平成17年度以後の減額措置と同様、減額後の給料月額が期末手当の算定基礎額となることから、この5%の減額措置が期末手当にも反映されることになりまますので、ご承知おきください。

この条例の附則であります。この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、この減額措置とその施行日については、去る2月15日に開催した特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付でいずれも適当であるとの答申を受けておりますのでご理解願います。

また、この条例改正による影響額は減額措置をしない場合の年間総支給額との比較では、合計で約178万円の減額になるものと試算しているところでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第26号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第26号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成23年6月22日に公布された、平成23年法律第72号介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成24年4月1日から施行され、改正部分の一部において市町村の条例で定める規定に改められました。

この法律では、平成23年法律第37号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法による条例への委任とは別に、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、これまでは29人以下とされていた内容と指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の法人各の有無にかかる基準、これまでは法人に限定されていた内容が条例に委任されています。

この法律の施行日は、平成24年4月1日となっておりますが、同法附則において施行日から1年を超えない期間内において、条例が施行されるまでの間は、これまで法律で定められていた基準は市町村の条例で定める基準とみなすと規定されております。

今回の条例改正は、改正前の介護保険法で規定されていたもののうち、市町村の条例で定めるとされた内容を追加するため、所要の改正を行おうものであります。

一部改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

第22条を第23条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の次に第17条として1条を加える内容です。

第17条として加えた内容につきましては、第1項において法第78条の2第1項の規定

に基づく条例で定める数を29人以下とするものでございます。

新旧対照表の下段に表示させていただいておりますが、この数は地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームのうち、小規模な施設で入居者が施設所在地の住民に限定される者の入所定員です。

現在、厚岸町内で運営されているのは平成22年に心和園に増床した部分の18床が対象となる施設となります。この規定は、改正前の介護保険法の規定と同様の内容を規定するものでございます。

第2項においては、法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定に基づく条例で定めるものを法人とするものでございます。

新旧対照表の下段に表示させていただいておりますが、この条例で定めものとは、地域密着型サービス事業を行う者と地域密着型介護予防サービス事業を行う者の法人各有無にかかる規定です。

現在、厚岸町内で運営されているのは借楽園にございます認知症対応型のグループホームが対象となる施設となります。個人よりも団体のほうが資本、永続性などから見ても社会的、経済的に重要な役割を果たし得る観点から、第2項につきましても国の基準に従って改正前の介護保険法の規定と同様の内容を規定するものでございます。

議案書の8ページにお戻り願います。附則でございます、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正は介護保険法の規定に基づき、地域密着型サービス事業者の指定等に関し協議するために設置している厚岸町地域密着型サービス運営委員会においても承認いただいているところでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第27号 厚岸町障害福祉サービス事業条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第27号 厚岸町障害福祉サービス事業条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成24年法律第51号地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布されたところでございます。

この法律は、障害福祉サービスの充実と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講じるものとされており、その概要は障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とする題名の改正を行い、法に基づく日常生活、社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げ、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等により障害がある者を加えるといった内容となっており、施行期日は一部を除き、平成25年4月1日となっているところでございます。

この議案は、厚岸町障害福祉サービス事業条例、町立特別養護老人ホーム条例、厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例、厚岸町地域生活支援事業条例についての所要の改正と、厚岸町難病患者等ホームヘルプサービス事業条例の廃止にかかるものであります。

また、この条例は4条で構成されておりますが、ただいま申し上げましたとおり、このたびの改正が四つの条例に及ぶものであることから、条例の題名を厚岸町障害福祉サービス事業条例等の一部を改正する条例として、第1条を厚岸町障害福祉サービス事業条例の一部改正について、第2条を町立特別養護老人ホーム条例の一部改正について、第3条を厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、第4条を厚岸町地域生活支援事業条例の一部改正について規定し、さらに附則第2項で、厚岸町難病患者等ホームヘルプサービス事業条例の廃止を規定しておりますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

お手元に配付の厚岸町障害福祉サービス事業条例等の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

第1条の改正は、厚岸町障害福祉サービス事業条例の一部改正でございます。

厚岸町障害福祉サービス事業条例は、厚岸町が設置する特別養護老人ホームにおいて、障害福祉サービス事業の実施に関し、必要な事項を定めているものですが、第1条では引用している法律名の改正に伴い、この法律名を改めるものです。

第2条では、障害福祉サービスをより受けやすくする観点から発達障害者が障害者の範囲に含まれていることの明確化と、障害者の範囲に難病等により障害があるものを加える内容で、特別養護老人ホームにおける障害福祉サービス事業の利用対象者に難病等により障害がある者を加える改正となります。

なお、発達障害者が障害者の範囲に含まれていることの明確化につきましては、平成22

年12月10日に公布された障害者制度改革推進本部等における検討に踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律において、障害者自立支援法の一部改正が行われ、定義規定に明文化され、公布の日から施行されており、町の関係条例の改正手続きが遅れたことをおわび申し上げます。

次に、第2条の町立特別養護老人ホーム条例の一部改正でございます。

第1条第7号で引用している法律名の改正に伴い、この法律名を改める改正です。

次に、第3条の厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正でございます。

第1条において、設置の根拠とする法律名の改正に伴い、この法律名を改める改正です。

次に、第4条の厚岸町地域生活支援事業条例の一部改正でございます。厚岸町地域生活支援事業条例は、町が実施する障害福祉サービスの実施に関し必要な事項を定めているものですが、第1条は、改正後の法律の目的に追加された内容を引用した文言に整理する内容です。

第2条では、障害福祉サービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれていることの明確化と障害者の範囲に難病等により障害がある者を加える内容です。なお、発達障害者が障害者の範囲に含まれていることの明確化につきましては、第1条の厚岸町障害福祉サービス事業条例の一部改正でご説明させていただいた内容でございます。重ねておわび申し上げます。

第4条第1号イでは、法律名の改正に伴う改正です。

第6条第3項第2号では、改正案の第2条で、以下「政令」という、としたことに伴う文言の整理です。

議案書の11ページにお戻り願います。

附則でございます。第1項は施行期日でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、厚岸町難病患者等ホームヘルプサービス事業条例の廃止でございます。廃止理由につきましては、難病患者等ホームヘルプサービスの派遣の対象者は、各項の規定に基づき、同等のサービスを受けられる人を除く難病患者及び慢性関節リュウマチ患者としておりますが、障害者自立支援法にかわる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が適用される障害者の範囲に難病患者及び慢性関節リュウマチ患者が加えられたことにより、いずれもこの法律の規定に基づくホームヘルプサービスの利用対象者となったことによるものであります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

12番、室崎委員。

●室崎議員 今、ご説明を聞いておまして、今回の条例改正で対象となる方はどうか、

条例改正そのものが文言の整理、法律の題名、それを除きますと発達障害の方と、それからいわゆる難病の方、この人たちが今回、この条例の改正によって明記されたということだろうと思うのですが、そうふうに解釈していいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今までも発達障害者については、この条例の適用となる方であったものを明確化させていただいた内容でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、法条文の形式的なことはわかりましたので、実質的なことでお聞きしますが、そうすると今回、対象となる可能性のある方というのは発達障害者というのか、それといわゆる難病患者等と言ったらいいのでしょうか、ということになると思います。

現実にこの条例が制定されることによって、この対象となる方のきのうまでとこれからとの間に差が出るのでしょうか、何か違いが出てくるのでしょうか、それとの今まで行われていたものを一つの条例の中に組み込んで条文整理といいますか、そういう点で明確にしたということなののでしょうか、その実質的にどうなのかというところについてご説明をいただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいまのご質問でございますけれども、利用者から捉えた場合については、サービスの利用に影響を与えるものではなく、この適用する法律、あるいは条例が変更になると、そういった内容でございます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。
10番、谷口議員。

●谷口議員 今、内容はわかったのですけれども、条例がこれによって整理されるということがわかったのですけれども、この難病患者等ホームヘルプ事業の条例が廃止されるわけですね。それで、その難病と関節リウマチの方々とおっしゃっていましたが、この条例がなくなってしまったと、それから新しい条例に組み込まれたということで、どこから狭間ができてしまうなんていうことは絶対はないのでしょうか、その辺お伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在のこの厚岸町難病患者等ホームヘルプサービス事業条

例の適用を受けて、サービスを受けた実績は、実は条例制定以来ないのでございます。

そういった関係で新しい条例にも、改正後の条例にも経過措置を設けていないということで、狭間、谷間はできないというふうにご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第28号 厚岸町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第28号 厚岸町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書の12ページをお開き願います。

このたび国は、太陽光発電設備及び風力発電設備について道路区域内に設置したいとの民間事業者からの要望を受け検討した結果、これらの設備を道路占用許可対象物件に追加することとした。また、津波対策として道路区域内に津波避難施設、つまり津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設を検討している地方公共団体等もあることから、この施設についても道路占用許可対象物件に加えることとし、平成24年12月12日に道路法施行令の一部を改正し、本年4月1日から施行することとされました。

これを受け、厚岸町では厚岸町道路占有料徴収条例の別表に太陽光発電設備及び風力発電設備として専用面積1平方メートルにつき1年占有料820円とすることとし、また津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設として占有面積1平方メートルにつき1年、占有料は近傍類似の土地の時価に0.028を乗じて得た額を加える内容となっております。

この占有料につきましては、開発道路に関する占有料及び北海道道路占有料が本年4月1日から改正されることから、厚岸町においても町内を走る国道、道道との占有料との均衡を図るため、道路法施行令の別表に定める占有料に準拠し、厚岸町道路占有料徴収条例の別表の一部を改正するものであります。

議案の内容につきましては、別途お手元に配付しております議案第28号説明資料、厚岸町

道路占有料徴収条例の一部を改正する条例、条例新旧対照表により説明させていただきます。

議案書第28号説明資料をごらんいただきたいと思います。

現行と改正案、左、右の表で示しておりますけれども、現行の別表に規定されております占有物件の欄で、工事用板囲、足場とあるところの欄の下に、その他の工作物、物件及び施設とありますけれども、その間に、今回の太陽光発電設備及び風力発電設備、それからその下に津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設ということで、占有面積1平方メートルにつき、太陽光発電設備及び風力発電設備の場合は占有料820円、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の部分につきましては、専有面積1平方メートルにつき1年、近傍類似の土地に0.028を乗じて得た額という内容になっております。

附則でございますが、この条例は道路法施行令の施行日にあわせて、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 イメージがわからないのですけれども、道路に太陽光発電をつけたり、風力発電をつけたり、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する施設をつくるという説明ですけれども、これはどういう人がどういう場合に利用するものなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいまうちのほうでは、この条例を制定させていただくわけでございますけれども、そういった物件の相談は今のところございませんが、国土交通省道路局の調整室というところで、道路空間のオープン化にかかわる提案の募集というものが出されてきて、道路空間、道路空間のオープン化にかかわる提案の募集ということ国が募集をかけたわけです。

そこで昨今のエネルギーの問題で太陽光エネルギー等、風力発電を含めてそういった業者、民間も含めまして、そういった方が設備を設置する場合に一部、道路を占有して、そういう施設をどうしてもかかってしまう、部分的に道路の道路敷地にかかってしまうという物件があった場合に占有料を徴するといったものです。というのが太陽光発電及び風力発電設備の道路占有料を徴収するという具体的な内容かと思えます。

それから、津波避難施設に関しましては厚岸町で言えば若竹の漁港道路、国が管理していますけれども、あそこの部分で今、津波に対して船だとかが市街地に乗り上げないように中央帯のところに円形、円錐の鉄筋コンクリートの支柱を設けていますけれども、あれは極端な例ですけれども、そういったものが一部、道路の部分占有してどうしても設けたいと、それから国だとか北海道が町道に関しまして町道の隣接する敷地にそういった構造物を避難場所とする極端な話、10階建ての建物を建てて、それを避難所とするといった場合に、どうしても避難、非常的に上る入り口だとか、いろいろな部分が道路にどうしてもかかってしまうと計画上、そういった場合に町のほうでは道路の占有と

いうことで占有料をいただくという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 何となくわかってきたのですけれども、道路があると、そして大概、道路敷地があつて、普通、真ん中に道路があつて、両側にまだ余裕があると、お互いに。そうした場合に、その隣に民有地等があつて、そこに太陽光のパネルをずっと設置した、だけその予定の枚数だとか、そういうものをきちんとやるためにはあと1メートル足りなかったと、そういうときにちょっとその空いているところも建てさせてくださいと言われたときに、その1平方メートル当たり何ぼとかというので貸し付けをしましょうというように理解すればいいですか。

それと、津波からの一時的な避難場所としてのという場合は、そうすると一般的に言えば役所間でそういうことがあり得るといふふうに理解して考えていいのでしょうか。民間の方が津波の避難場所をつくるなんていうのはあるのかな、例えばホテルだとかがそういうふうにして建てる場合があるかもしれないですけれども、そういうものも含めてなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 今、議員おっしゃったように、そういったことで部分的にやはり占有しなければ、どうしても太陽光だとか、風力発電の設備が部分的に道路交通に支障のない範囲で、支障のない部分において道路敷地に建てざるを得ないと、占有しなければならぬという場合に許可として専用許可という状態になります。

それから、避難の場合につきましては、一般的には国だとか、北海道だとかも含めまして、国道に関して厚岸町が国道敷地の国道に面するところに厚岸町がそういう津波避難の施設をつくると、どうしても国道の敷地のところに階段だとか、そういった構造物が占有しなければならぬといった場合に、国に対して、道に対しての厚岸町が占有料を払うといった状況が考えられます。

民間につきましても当然、厚岸町にはそういった建物がありませんけれども、堅固な構造物があつた場合に民間のそういった強い防災の意識の中でそういう施設を貸していただく、そのためにどうしても屋外からの階段だとかを設置するといった場合につきましても、その辺は町と民間との間のいろいろな状況がありますけれども、占有するという事になれば占有料をちょうだいするといったことが考えられると思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 尻馬に乗って悪いのですけれども。今の議論の中で課長の答弁ちょっと誤解されているのかなと、文面からは合わないのではないかとということがあつたので確認しますが、津波からの一時的な避難場所ということでもって10番議員さんお聞きしたのですが、それに対する答弁でもって津波による漂流物を抑えるための道路の真ん中に建て

られる円錐柱の話をしていたのだが、それをよじ登ってその上に逃げるわけにはいかないのでしょうか。そうすると避難場所ではないのですよね、済みませんちょっとそここのところがきちっとご答弁をしたほうがよろしいかと思えます。

その上でお聞きするのですが、屁理屈を言えば太陽光発電設備と風力発電設備には料金をこうやっていただくけれども、技術が進んでそれ以外の発電設備が出てきたときにはないのかというような話にもなってしまいますのですけれども、ここは恐らくその他の工作物ということで全部対応できると、そうすると逆に言ってしまうれば何で今こういうものをつくるのかというと、それは国道や道道に関してこういう規定が出てきたから、町道でもあわせておくということではないのかなというふうに思うのですが、そのあたりのご説明をいただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 今、議員のほうからご質問がありました避難場所としての機能という、第1点のことですけれども、そういった堅固な構造物と、それから堅固な構造物が逆に言えば津波に関していろいろなそのもの自体が漂流物をとめるという部分もありますので、そういった意味でちょっと私は紹介させていただいたわけです。

それから2点目につきましては、太陽光、風力発電以外にはどういったことでやるのかといったことをございますから、その他の工作物件施設ということで考えていかなければならないときもありますし、時代の背景上、今回のような3・11以来の津波、それからエネルギー問題に関して太陽光を含めまして、そういった条項が国において行われてきたと、それで国だとか北海道も含めて、その次に町村も含めてそういった条例を制定しておかなければ、そういった物件に対しての占有料を明確にしようということで、そういう背景があろうかと思えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと私の質問の仕方も冗長なものだから担当者振り回されてしまったとすれば悪いなと思うのですけれども、まず1点目言います。

堅固であるかどうかというより先に、これは避難場所としての機能を有するとはっきり書いてあるのです。だから、避難場所としての機能を有さないものを例に挙げたら不適當でしょうと言ったのです。それだけのことです。あと、それが堅牢であるとか、津波来たときにどんな役に立つとか、そんなことはどうでもいいのです。

それから、もう一つ言っているのは、その他の工作物というのがあるのだから、何もそんなもの書かなくてもいいだろうという理屈も成り立つだろうと、でも今、国道や道道で同じような規定が出ているのではないですかと、だから合わせておくということでしょうと聞いているのです。それに対して、津波に対する国民の意識がどうのこうの、そんな話はいいのです。もうちょっと的確に答えてください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいま議員言われましたように、第1点目につきましては私の発言の仕方が悪かったようで、避難場所としての機能に対するものでございます。

それから2点目に関しましても、そういった工作物が出てくる場合に国、道に対して町も合わせていくということでございます。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。
7番、金橋議員。

●金橋議員 近傍類似の土地に0.028を乗じて得た額というのは確認です、国のそういうような基準に合わせてこの数字が出たかどうかだけ、簡潔にお願いします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） そのことだけで言いますと、国の基準に合わせて0.028という数値の定数が存在しています。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第9、議案第29号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第29号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書の14ページをお開き願います。あわせて、議案第29号説明資料をごらんください。

このたびの改正は、平成24年3月31日に公布施行された福島復興再生特別措置法において、同法第20条第1項に規定する居住制限者、つまり避難指示区域に存する住宅に平成23年3月11

日において居住していた者について、収入基準にかかわらず公営住宅へ入居ができる特例措置が規定されました。

そのことから、当町においてもこの法律の趣旨にかんがみ、町営住宅の入居資格について一つ目に現に住宅に困窮していること、二つ目にそのもの、または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第2条第6号に規定する暴力団員でないことの条件を具備していれば、他の条件を具備していない場合でも入居できる措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

また、本改正に伴い第6条第6号を追加した理由についてであります。本来であれば平成20年厚岸町条例第16号で暴力団員でない条例を加えた時点で、第7条第2項に第6号を加えなければならなかったものですが、欠落してしまったこととおわび申し上げます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番。

●室崎議員 確認ですが、今、説明の中で最後に条例の制定が遅れたという話があったのですが、それによって具体的に影響を受けた方はあるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 影響を受けた方はございません。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、議案第30号 厚岸町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第30号 厚岸町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

改正しようとする厚岸町災害対策本部条例は、災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づき、同法同条各項に規定するもののほか、厚岸町災害対策本部に関し必要な事項を定めている条例であります。

このたびの改正条例は、昨年6月27日に公布施行された災害対策基本法の一部を改正する法律において、市町村災害対策本部条例を定める根拠規定が第23条第6項から前段で申し上げました第23条の2第8項に改められたことにより、厚岸町災害対策本部条例第1条で引用する災害対策基本法の条項番号を改めようとするものであります。

これから行う条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしている議案第30号説明資料新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照していただきたいと思っております。

議案書15ページをごらんください。

第1条中、第23条第6項を第23条の2第8項に改めるものであります。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、本来、法律が施行された後、速やかに改正を行うべきところ、手続きがおくれてしまいましたことをお詫び申し上げます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第11、議案第31号 厚岸町防災会議条例の一部を改正する条例の制定を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第31号 厚岸町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

改正しようとする厚岸町防災会議条例は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、同法に規定する都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、本町の防災会議の組織及び所掌事務について定めている条例であります。

このたびの改正条例は、昨年6月27日に公布施行された災害対策基本法の一部を改正する法律において、市町村の防災会議と災害対策本部の役割分担を明確化することとし、防災会議については平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、市町村長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することが所掌事務として追加されるとともに、地域防災計画の作成に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、自首防災組織を構成する者、または学識経験のある者を委員として充てることが追加されたことによる所要の改正を行おうとするものであります。

議案書16ページをごらんください。

これから行う条例案の説明につきましては、議案書により行わせていただきますので、別にお配りをしております、議案第31号説明資料新旧対照表につきましては参考としてあわせて参照していただきたいと思っております。

初めに、第2条訴訟事務の改正であります。

各号、列記以外の部分中にかかるの各号を削る改正は、字句の整理であります。

第2号は、災害対策基本法の改正により、現行の所掌事務である厚岸町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該、災害に関する情報を収集すること、これが災害対策本部の所掌事務として規定されるとともに、町長の諮問に応じて厚岸町の地域にかかる防災に関する重要事項を審議することが、防災会議の所掌事務として規定されたことによる号の全部改正であります。

次に、現行の第2条第3号中の「前各号」を「前3号」とする改正は、この項を第4号に繰り下げることにより、その直前に先行する三つの号を指示する場合の例規上の決まりによる字句の整理と新たに第3号を加えることによる号の繰り下げであります。

また、新たに追加する第3号の規定につきましては、前段の第2条第2号の改正でご説明したとおり、町長の諮問に応じて厚岸町の地域にかかる防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べることを防災会議の所掌事務として新たに追加するものであります。

次に、第3条第5項の改正であります。この項は、防災会議を組織する委員について規定しております。各号列記以外の部分中にかかるの「各号」を削る改正は、字句の整理であります。

第10号は、地域防災計画の作成に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう自主防災組織を構成する者、または各学識経験のある者のうちから、町長が任命する者を委員に加えるための項の追加であります。

次に、第3条第6項の改正であります。この項は、委員の総数を規定しております。前段の第3条第5項第10号の規定に基づく者、それと町としては地域防災計画の作成に当たり多様な主体の意見を反映させるため第3条第5項第1号に規定する指定地方行政機関である釧路地方気象台の職員も新たに委員に加えることとすることから、現行総数の20人を超えてしま

うため、総数の上限を20人から25人に改めようとするものであります。

附則であります。この条例の施行日については現委員の任期が本年4月30日をもって満了するため、改めて行う任命とあわせ平成25年5月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 3点ほどお伺いをさせていただきたと思います。

まず1点目でございます。ただいまの説明で、昨年の6月に法改正、こうなったよと、これだけ防災関係で皆さん注意をなさっている時代に、今回まで遅れてきたというのは、それなりの事情があって今回の改正に至ったのかなと、少なくとも半年以上経過していますよね、ここに至った、これだけたつたという理由についてまず1点。

それから、第2条の3項ですか、前項に規定する重要な事項に対し町長に意見を述べること、当然、諮問されているわけでございますから、答申するのは当然だと思うのです。ところが前に規定になかったのですよね、これ。

この辺、僕は今回、改めて答申するよと、諮問されたものに対して、明記されなかった当初の議案が文書的に考えたら当たり前のことにどうして載ってなかったのかなと、この辺の意図というのは改めて載つけた意図というのは何だったのだろうと思いますし、それから第3条の6項ですか25人になりましたよと、5人増えてますよね、ただいまの説明では関係機関、気象庁というですか、そういうような話をされたのですけれども、構成メンバー含めて厚岸町としてはこの5人、今までの人数ももう少し5人増えた組織内容についてお尋ねさせていただきます。

この3点についてお尋ねいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まず1点目のこの改正の時期がこれまで半年間、遅くなった理由につきましては、最後の附則の施行期日のところで申し上げたかと思いますが、現委員の任期が本年の4月30日までであったということで、これにあわせた形でこのたびの委員も増加させようと並びに条例の改正も行おうとしたものであります。

途中で数を増やすことも検討いたしましたけれども、これは改めて今、現委員の方々も5月1日で任命をしなければならないということで、あわせて任命をするということで決めたところであります。

また、二つ目の第2条第3項での、この重要事項の審議、さらには諮問、答申にかかる規定につきましては、これは実を申しますとこれまで災害対策基本法というものが基本になりますけれども、この条項でございませんでした。あくまでもこの市町村が定める都道府県、市町村が定める条例であるのですけれども、あくまでもこの災害対策基本法で規定をされた

その所掌事務というものが規定されておりますので、これにならった形でこれまでは規定をしていたと。ただし、それが6月27日の災害対策基本法の一部改正法律において、先ほどもご説明しましたけれども、若干、その防災会議、それと災害対策本部というものの所掌事務というものが重複をしていた部分があったと、特にその情報に関する部分については、これは本来であれば災害対策本部の所掌事務であろうということ、そちらのほうに所掌事務が移ったと、改めてこの防災会議の任務の所掌事務の明確化ということで、町長から諮問をして、それに対する答申という条項が新たに加えられたということによる条例改正でございます。

次に、三つ目の5人増やしたことでございますけれども、現在、厚岸町の防災会議の組織については20人で構成をしております。これに先ほどの条文で加えた、第10号で加えた自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちからということですので、これは両方から任命をするのではなくて、どちらか一方でということの考えになるかと思っておりますけれども、厚岸町としては自主防災組織を構成する者、この代表者を1名加えようというふうに考えております。

また、先ほどの説明でも申し上げましたけれども、この学識経験のある者というのは、なかなかこの釧路管内にはおりませんので、これを学識経験にかわる者として逆に指定地方行政機関の職員のうちして釧路地方気象台のある程度、専門の知識を持った方をこの構成員として加えたいということで、22人ということ考えております。

これをまた「以内」という規定にしておりますので、ここは3人の枠を設けて、また新たな法改正、さらには厚岸町として必要だと思われる指定地方公共機関の職員等々とありましたら、これに加えていきたいという考えであります。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 3点目はよくわかりました。

最初の部分なのでございますけれども、何かすっきりしないですね。と、申しますのは、確かに言われるとなるほどなど、任期満了のときにと言われればあわせてと、少なくとも災害というのはいつ発生するかわからないという観点からすれば、それでいいのかなという思いもあるのですが。

それから、2点目の諮問に答申をするという責任というのですか、これらについて現委員に法律が変わったくらいの連絡というか、きちっと説明されているのでしょうか。少なくとも法改正はここであっても、一つの流れが変わっていますよね。当然、あわせて条文を改正するのだからけれども、そういう流れにあるよということは現在の今年の6月に、年度、年変わってからもこういう流れにありますということを現在の委員の皆さんにきちっと諮問というか、説明をされているのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 現在、その20名で構成される防災会議の委員につきましては、

防災機関の方々、防災関係機関の方々が多くおられます。その方々については、このような災害対策基本法の改正されたことはご存じかと思えますけれども、その他の地方機関等々につきましては、今後、皆さんのほうに周知をしていきたいというふうに考えております。

また、1番目の遅くなった理由についてでありますけれども、これは実を申しますと今回、防災会議を開かせていただきました。今、最低限、行わなければならない避難場所の指定の変更、これらについて先般、防災会議を開いてこの承認をいただきました。

今後、地域防災計画をさらに大きな改定をしなければなりません。これは、厚岸町がこれまでどちらかというところの24年度、23年度いろいろと備蓄品の増強ですとか、あとは避難階段の設置、あとは避難場所等の見直しにあわせた避難場所の整備、これらを中心に行ってきた経緯がございます。

この後は、25年度もいろいろと防災の関係の整備については予算を計上させていただいておりますけれども、あわせて今度はそのソフトの部分、地域防災計画の改定等々進めていかなければならないということで、この自主防災組織を構成する方、それと気象台の方、これらの意見も聞きながら、その地域防災計画の策定に当たっていくということで、今回の改正並びに任命ということで考えさせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 説明につきましてはよく理解をさせていただきました。

私が思うには、この改定そのものは早くしなければならないと思えますけれども、いざ災害に遭ったときに非常に対処するための組織なわけでございますから、その対策本部の条例を今回、上程されているのですけれども、構成員の皆さんが有事の際にやはりどうあるべきかということ常日ごろ、忙しい中でしょうけれども年にきちっと自分たちの職務、それらも含めて事務局はやはりしっかりと、いつ何時こういう急な体制に取り組みなければならない事態もあるかもしれないと思うのです。そういうことに備えていつでも対処できるような組織でなければならないと思うのです。

そういう意味では、やはりしっかりと条例に基づいて委員の皆さんの協力という体制を確立をするよう切望いたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今回、その災害対策本部条例を先ほど一部改正ご承認をいただきました。

今、上程をさせていただいているのは防災会議条例であります。この防災会議条例の所掌事務、新旧対照表を見ていただきたいのですけれども、これまで地域防災計画を作成し及びその実施を推進することというところの規定はそのまま残っておりますが、ここに第2号として地域に災害が発生した場合において、当該、災害に関する情報を収集することということがありました。

これは本来、災害対策本部、実際に災害があった場合、災害の恐れがある場合に災害対策本部というものを設置いたします。町長が災害対策本部長となって、こちらのほうに、そ

の情報収集の部分については移行をさせて、あくまでもこの防災会議については地域防災計画、さらには厚岸町の防災に関するいろいろな重要事項、これらを審議する場ということで明確化を図ったということでありますので、いずれにしてもこのお知らせについては防災会議の委員の方々にはさせていただきますけれども、そのような形で災害対策本部というのはあくまでも災害時の、そういうことで……(発言する者あり)

はい、わかりました。(発言する者あり)きちっとやらさせていただきます。

●議長(音喜多議員) よろしいですか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 この防災会議なのですけれども、やはり非常に大事な役割を果たすわけですよ。今まで二足のわらじというか、それが今度は1本に、仕事は一つということだと思います。

ですから、そうであればやはり住民にとってもインパクトとのある方針が明確に示していただく、そういうものにしていただかなければ困ると思うのです。いろいろな人が集まって、いろいろな情報を集めて寄せ集めたような方針が出たと、だからそれでみんなお願いしますよ、やってください、あなた方は自主防災組織を立ち上げていつまでにそれをつくって、避難訓練があったら必ず参加するように、あるいはそれぞれの家でそういう災害時にはどう対応するのか、その備えをきちんとしておきましょうと、そしてそういう物資も常日ごろから揃えて活用してやる、そういうことをやっていきましょうということをきちんやりとるのが、この防災会議の役割ではないのかなというふうに思うのですけれども、やはり方針は明確でわかりやすいものになって出てくるのだらうなというふうに思うのですけれども、その活動がやはり日々の備えに役立てていかなければならないと思います。

ですから、それを今、さまざまところで課長、町長初め課長も非常に悩んでいるのではないのかなと思うので、避難訓練をしても年々あれだけの災害があったにもかかわらず参加率が上がるのが本当なのに下がっていくというような現状をやはり打破したいということだと思います。

当然、町長は去年、三陸のほうに出向かれておりますし、議会でも総務産業の方々も、我々、厚生文教常任委員会もそれぞれあちらで所管事務調査行ってきておりました。それで、その中で釜石の震災、災害に対する教育が非常に釜石の奇跡なんて言われて大きくクローズアップされておりますけれども。それでたまたまその後、我々が行って話を聞いてみると、あの片田先生、あの先生が仙台かどこかでそういう災害のための講演をやった後に、どこかその辺で、この近辺で引き続き一緒にそういう検討をしませんかという投げかけをすると、言った町は誰も答えてくれなかったと。それで釜石に電話したら釜石はぜひということやって、それがいろいろやっていくうちに、これはもう大人を対象にしてやっているだけではだめだと、子供の教育をしっかりやるのが大事だということ、それにすごい力を入れたのです。

そういうことから、ああいう奇跡を生むような事柄に結びついていくのですけれども。今回、そういう専門家を含めて配置をされるわけでありますけれども、やはりそういう

地域の専門家も大事ですけれども、やはりなかなか手が届かないような人も専門員にするか、あるいは何らかの形で常に我々がそういう名の通った方にアプローチをしておく、そしてこういう災害等の講演があるとき、ことしはだめでも来年、来年がだめでも再来年というぐらい、そういう粘り強いアプローチというか、そういうものも忘れないような対応をこの防災会議の中で持っていかなければならないのではないかと。そういう中でどういう形かで構成員になるのか、何かの形で入ってもらうか、そういうことも含めて考えるべきではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 震災の前から、また大震災後から、そのいろいろな専門的な教授等に防災に関する政策についていろいろと相談をしたり、している自治体も増えてきているやに聞いております。

できれば、厚岸町としてもそういうつながりがある中で、そういう方をぜひともつくって、なっていただいて相談できればというふうに考えておりますけれども、この辺についてはいろいろとまたいろいろな情報を集めて、確か去年の12月の室崎議員の一般質問でもそのようなことを入れたような記憶がございます。

ですから、この辺、早々に進めていきたいというふうに考えておりますし、また、この防災会議で作成をする防災計画についても実効性のあるものとして、また地域防災計画の作成だけではなくて、その下のいろいろな計画、マニュアルについても遅ればせながら作成をして、住民のほうに周知をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 計画をつくるに当たって、こういう方、日常的にお願いできるとすれば、今、提案されたような人たちにならざるを得ないというのは私もわかるのです。ですけれども、やはりそれをやはりもう一案、上から目線といたら変になってしまいますけれども、もっと高度な判断ができる人の意見もやはり必要だと思うのです。

そういうルートもやはりつくっておいてほしいです。これで大丈夫だろうかというもの、そういうものを見ていただける人をやはり厚岸町としては1人が2人、2人が3人というぐあいにつくっておいてほしいし、そしてそういう人がもし直接指導や援助をしてくれるのであれば、それは積極的に受け入れていくというものをつくっておく、あるいは日常的にアプローチをしていくということが1回だめだったからもう諦めるのではなくて、やはりそこは粘り強くやらないと熱意はあれだけの人たちには通じないのではないのかなというふうに私は思うのです、その辺はいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） なかなか厚岸町だけの力だけでは、そういう方々に専門員とい

うのですか、そういうもの、職になってもらうというのはなかなか難しい部分もありますので、この辺は北海道の危機対策局等々とあとは気象台、それら関係機関等の協力も得ながらそういうような方向性で進めていきたいというふうに考えております。

- 議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第12、議案第32号 厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第32号 厚岸町証人等の実費弁償に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

証人等の実費弁償に関する条例は地方自治法第207条のほか、条例を含む関係法令の規定に基づき町の機関の請求により出頭などをした者に対する実費弁償について必要な事項を定めている条例であります。

このたびの条例の改正は、昨年9月5日と本年3月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律において、議会が本会議において予算、その他重要な議案、請願などについて公聴会を開き、真に利害関係を有する者、または学識経験を有する者などから意見を聞くことができる者とされたこと並びに当該、普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため、必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるものとされたことにより、この公聴会に参加した者と参考人として出頭した者を実費弁償の支給対象者に追加するとともに、その他の改正に伴い条項番号の追加や繰り下げなどが行われたことにより、この条例が引用する地方自治法の条項番号などを改めようとするものであります。

なお、この条例改正に当たっての条文精査の中で前段の地方自治法改正にかかる必要な改正事項のほか、表現の改めや平仄を整える必要性が生じ、結果として改正が全ての条にわたる大幅なものとなったことから、一部改正の方式では改正がわかりにくくなる恐れがあるため、全面的に改める方式をとり、全部改正とさせていただきますのでご了承願います。

また、全部改正条例の形式は題名の次に全部改正の趣旨を明らかにするための制定文を付

すほか、新制定の形式と同様でありますので、本来であれば逐条で条文の内容を説明すべきところではありますが、今回の条例の説明に当たっては一部改正の方式と同様、別に配付をしております新旧対照表により説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが議案第32号説明資料の新旧対照表をごらん願います。条例の題名は、町名を付すことによる改正であります。

第1条は、本条を趣旨規定とし、第2条第1項各号の規定と重複していた実費弁償を支給すべき根拠法令の規定を其他法令の規定に基づき改めるとともに、この条例の趣旨をより明確化するため前文を改正いたしました。

第2条第1項各号は、実費弁償を支給する者について、現行では第1号から第8号までの規定でありましたが、改正案ではこれに三つの号を追加し、11号までの規定としております。その内容は、前段で説明をいたしました議会が本会議で開いた公聴会に参加した者を第4号として、議会が本会議で町の事務に関する調査または審査のために出頭を求めた参考人を6号として加えるとともに、厚岸町選挙管理委員会が訴訟にかかる異議または審査の申し立てに関し必要がある場合に出頭を求めた選挙人、その他の関係人を第8号としてそれぞれ追加するものであります。

このほか、第2号、第3号、第5号は、地方自治法の改正において町議会が行う調査のために出頭した者、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の公聴会に参加した者にかかる規定とこれら各委員会の求めに応じて出頭した参考人にかかる規定の条項番号の繰り下げ等が行われたことにより、各号で引用する条項番号をその改正内容とあわせて改めるものであります。

また、第1号と第7号は、法律の規定と整合をとるための字句の整理、第9号は引用する法律の項番号と法律の規定と整合をとるための字句の整理、第10号は法律番号の追加と引用する法律の項番号と、法律の規定と整合をとるための字句の整理、第11号は法律番号と条例番号の追加であります。

第2条第2項と第3条第1項は、改正案第1条の規定と整合をとるための字句の整理であります。

第4条は、他の条例との平仄を合わせるための前文改正であります。別表は、条名の表示が付されていなかったため、これを追加するものであります。

議案書18ページをごらんください。附則であります、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご証人賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり、決しました。

- 議長（音喜多議員） 議案第33号を上程する前に、議案第33条から議案第43号までについて、条例制定に当たって趣旨が同じであることから、条例制定の趣旨と配付の資料の説明が求められておりますので、これを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

議案第33号から議案第43号までについての条例制定の趣旨と配付資料の説明を許します。

総務課長、その前に皆さんに配付した資料の確認を行ってから進めてください。

総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） まず、地域主権改革一括法に基づく条例の概要等というのが、議案第33号、第43号説明資料①、それと次に議案第33号、横の1枚物になっています、議案第33号から第43号説明資料②というものが、条例委任する場合の基準設定の累計という1枚物の横書きの表になっております。それと、先ほど中川議員がお示しいただいた議案第33号から第35号及び第38号から第43号説明資料③、基準設定内容一覧表というものが三つ目になります。それと四つ目、議案第36号及び第37号説明資料、括弧書きで大きく保健福祉課関係分となっているものが四つ目になります。それぞれおそろいでしょうか。

一部改正の条例が議案第33号から35号まで、3本が一部改正になっておりますので、新旧対照表が別にほかの条例案と一緒に配付しておりますので、それも用意していただきたいと思っております。それではよろしいでしょうか。

ただいまお許しをいただきました、議案第33 厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例及び厚岸町衛生センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第43号 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてまで、以上11件の議案に共通する条例制定にかかる趣旨と並びにあらかじめ配付をしております、今、ご確認をいただきました①から③までの資料について、私からご説明を申し上げます。

なお、このほか配付をしております保健福祉課関係分の資料につきましては、議案第36号及び議案第37号上程時に担当課長から説明をいたしますので、ご了承願います。

初めに、今回、11本の条例制定の根拠となった地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法について説明をいたします。

地域主権改革は、日本国憲法のもとに住民の身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合

的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断は責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であるとされております。

この改革は、国と地方公共団体の関係を国が地方に優越する上下の関係から対等な立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと転換し、国民が地域の住民としてみずからの暮らす地域のあり方についてみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて推進するものであります。

そして国は、この改革の一環として平成23年に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法を第1次一括法と第2次一括法として公布したところであります。

それぞれの一括法による各法律の主な改正内容は、義務づけ、枠づけ及び見直しと条例制定権の拡大並びに基礎自治体への権限委譲の2点であります。

義務づけ、枠づけの見直し及び条例制定権の拡大とは、地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務づけ、枠づけが多数存在する現状にあり、地域主権改革を進めるためには、その義務づけ、枠づけの見直し及び条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体みずからの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めるものであります。

具体的には、義務づけ、枠づけの見直し及び条例制定権の拡大により、これまで国が法令で地方公共団体に対し一律に義務づけてきたさまざまな基準など、地方公共団体が条例で定めることとされたところであります。

つまり、これまで説明させていただいた内容を簡潔に申し上げますと、地域主権改革一括法が成立し、関係法令の一部が改正され、これまで政省令で定められていた基準が新たに条例委任事項となったことにより、当該基準を町条例に規定しなければならなくなったことから、関係条例の制定、または改正を行うというものであります。

次に、配付資料について説明をいたします。

まず、議案第33号から第43号説明資料①をごらんください。

先ほどご説明をしました経過を踏まえて整理をさせていただいたのが、この説明資料①であります。資料の内容は、厚岸町で制定または改正する各条例、つまりこのたび提出しております議案第33号から第43号までの条例の趣旨規定や概要、各条例の中で規定する基準の累計、各基準設定に当たっての考え方、さらには独自基準を設けた理由を簡潔にまとめたものであります。この後の議案説明に当たっての参考にさせていただきたいと思っております。

次に、議案第33号から第43号説明資料②をごらんください。横の1枚物です。この資料は、地方分権改革推進法に基づき、内閣府に設けられた地方分権改革推進委員会が示した条例制定に当たっての判断基準について説明したものであります。この判断基準がこのたびの条例に規定する基準設定に当たっての考え方の基本となるものでございます。

従うべき基準、左側の欄になりますが、従うべき基準とは、法令に必ず適合しなければならない基準であり、条例の内容は法令の従うべき基準に必ず従わなければならないとされております。

また、法令の従うべき基準と異なる内容を定めることは許されませんが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されております。

標準とは、真ん中の欄になりますが、通常よるべき基準であり、条例の内容は法令の標準

を標準とする範囲内でなければならないとされております。また、法令の標準を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることは許されております。

右側になりますが、参酌すべき基準とは十分、参照しなければならない基準であり、条例の制定に当たっては法令の参酌すべき基準を十分参照した上で判断しなければならないとされております。

また、法令の参酌すべき基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されます。

次に、議案第33号から第35号及び第38号から第43号説明資料③をごらんいただきたいと思っております。一番厚い資料になります。

この資料は、町条例に規定する基準の設定に当たり、これので政省令に規定されていた基準と、前段で説明した基準の累計を1条ごとに対比をしながら基準案と基準設定に当たっての考え方を条例ごとにまとめたものであります。

それぞれ議案番号順に表紙を入れてありますので、順にこの後の条例説明に当たって、議案説明に当たって参照していただきたいと思っております。

1枚目、議案第33号の1枚目、2分の1ページをごらんください。これを参考として説明させていただきます。

上段の1が条例制定の根拠となる法規定を記載しております。

2が、国の基準と基準案の対比表となっております。左から国の基準、つまり現在の国の法令で定められている基準の規定を記載し、その右側にはこのたび町が規定しようとする基準案を記載しております。なお、この欄では、条例の条番号も参考として付しております。また、その右側には先ほど説明しました判断基準の累計を記載し、最後に町が規定しようとする条例案の基準設定に当たっての考え方を記載しております。

この資料についても、先ほど申し上げましたとおり、議案説明に当たっての参考としていただきたいと思っております。また、各条例の附則に規定する施行期日でございますが、全て平成25年4月1日としております。その理由につきましては、第1次一括法、第2次一括法ともに施行期日は平成24年4月1日となっておりますが、施行の日から試算して1年を超えない範囲内、つまり平成25年3月31日までありますが、その範囲内において改正後の規定に基づく条例が制定、施行されるまでの間は政令、または省令で定める基準が条例で定める基準と見なされることとする経過措置が設けられていることによるものであります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、この後から上程いただく議案の共通部分並びに配付資料についてご理解くださるようお願いをいたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第13、議案第33号 厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例及び厚岸町衛生センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境政策課長。

- 環境政策課長（大崎課長） ただいま上程いただきました、議案第33号 厚岸町ごみ処

理場の設置及び管理に関する条例及び厚岸町衛生センター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由とその内容についてでご説明申し上げます。

議案書は2分冊の1の20ページでございます。

改正しようとする条例は二つの条例で、まず厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例は、厚岸町ごみ処理場の設置及び管理について、法令その他別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めている条例であります。

次に、厚岸町衛生センター設置管理条例は、厚岸町衛生センターの設置及び管理について、別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めている条例であります。

このたびの改正は、地域主権改革一括法の制定に伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則で定められていた厚岸町が設置する一般廃棄物処理施設であるごみ処理場及び衛生センターに置く技術管理者の有すべき資格に関する基準が条例で定めることとされたため、各条例にそれぞれ当該基準の規定を追加しようとするものであります。

別途、お手元に配付しております議案第33号の一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する基準案にあける基準設定内容一覧表により説明をさせていただきます。

いずれも国の基準を参酌して検討した結果、廃棄物処理施設は今回の法改正後におきましても適切かつ同水準の管理が必要であり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という法の趣旨にかんがみ、技術管理者の質が低下しないよう国の基準としております。

なお、参考資料といたしまして関係法令の抜粋を配付しておりますので、これらも参考にさせていただきたいと思っております。

初めに、第1条、厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。現行の第5条を第6条とし、第4条の次に、次の1条を加え5条とするものであります。

追加する5条につきましては、前段でご説明したとおり、技術管理者の資格に関する基準を新たに規定するものであります。

以下、各号におきまして、その基準を設定しております。

第1号は、技術士法、第2条第1項に規定する技術士で化学、水道、衛生工学部門にかかる2次試験に合格した者に限定したものであります。

第2号は、技術士法、第2条第1項に規定する技術士で、第1号に規定する化学、水道、衛生工学部門にかかる2次試験に合格していない者で、1年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であります。

第3号は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の第8条の17号第2号イからチまでに掲げるものであります。イの廃掃法第20条の環境衛生指導員とは、浄化槽法の規定による立ち入り検査や廃棄物の処理に関する指導の職務を行うことができるもので2年以上、その職務にあったものであります。

ロは学校教育法に基づく大学、もしくは旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学もしくは農学の課程において、衛生工学、もしくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であります。

なお、大学では昭和22年4月に新しい学校教育法が施行されたことに事実上、廃止を

されておりますが、その課程を修了した方は現在、80歳を超えている状況にございますけれども、技術者の不足ということもあり得ますので、国の基準と同じくしたところでございます。

ハは、学校教育法に基づく大学、または旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学、もしくはこれらに相当する課程において衛生工学、もしくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上、廃棄物の処理に関する事実上の実務に従事した経験を有するものであります。

ニは、学校教育法に基づく短期大学、もしくは高等専門学校、または旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学、もしくはこれらに相当する課程において、衛生工学、もしくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者でございます。

ホは、学校教育法に基づく短期大学もしくは、高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学、もしくはこれらに相当する課程において、衛生工学、もしくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であります。

ヘは、学校教育法に基づく高等学校、もしくは中等教育学校または旧中等学校令に基づく中等学校において、土木科、化学科、化学学科、もしくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であります。

トは、学校教育法に基づく高等学校、もしくは中等教育学校、または旧中等学校令に基づく中等学校において、理学、工学、農学に関する科目、もしくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上、廃棄物の処理に関する事実上の実務に従事した経験を有する者でございます。

チは、10年以上、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者でございます。

第4号は、規則に定めるところにより、前3号に掲げるものと同等の知識及び技能を有すると認められた者を技術管理者の資格を有する者と認める規定でございます。これまでの各号で国の基準と比べてどうなのかという点につきましては、国の基準どおりでありますけれども、第4号では一部、町の規則に基準を設けております。

国は、第4号では平成12年12月、厚生省環境整備課長通知で技術管理者の資格を得るために必要な講習を修了した者とするとしておりまして、財団法人日本環境衛生センターが行う講習が、現在、我が国で唯一行われている技術管理者の資格養成講習で、課長通知という形で各市町村に通知をされております。

しかし、基準には明記されておられませんので、今回の条例改正で同センターが行う講習ということ規則によって明記をしたいというふうに考えております。

厚岸町内では、8名の一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を有している方がおられますけれども、いずれも同センターが行う講習を受講されまして、技術管理者の資格を取得した者であります。

次に、第2条厚岸町衛生センター設置管理条例についてでございますが、改正内容及び条番号ともに厚岸町ごも処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正と同様でありま

すので、説明は省略させていただきます。

議案書21ページをごらんいただきたいと思います。附則でございます、施行期日でございますけれども、先ほど総務課長が説明したとおり、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単な説明でありますけれども、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番。

●室崎議員 今の中で廃棄物管理者の資格の件でございますけれども、そこでごみ処理場のところでお聞きしますが、第5条の3号、そのイからチまでという中にあるのですけれども、旧大学例による云々とあるのです。

それで、今の説明の中でもおっしゃっていたのだけれども、旧大学例によって適用のある人というのは現在80歳を超えているということになるとも思うのです。いただいた資料を基準設定内容一覧表というのですか、こちらを見ると規則が制定されたのが国の基準ですね、昭和46年なのです。今から40年前です、今、80の人は40ぐらいだと当時。

だから、そのときには十分意義のある規定だったと思うのですが、既にそれから40年たって、今、課長それをあえて触れて説明されておりましたけれども、何せ技術者も少ないから、お年を召していても役に立つなら使おうということだったのです。

87、仕事さえ、要するに本人ができれば採用の可能性はあるということで、今回、条例を決めたというのですが、幾つぐらいまで本人さえしっかりしていれば可能だというふうに考えますか。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 幾つぐらいまでという、はっきりその年齢を示すことはできませんけれども、ただ東日本大震災後、被災された自治体、東北の自治体ですけれども、復興に当たって相当数この技術者が大変不足をして、非常に復興業務に支障を来していたと、そういったこともありまして、この部分については議論もあったのですけれども、そういったことも今後、いつ何時わからない不測の事態に備えるということもありまして、この文言を加えさせていただいたという内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。そういうような事態まで深慮遠謀を持っていると、こういうことだと思っておりますが、ただ今、大学令、旧の大学令の適用はある人は逆になります。それでも、やはり役に立つなら使いましょうということにはならないでしょう。

そうすると、今はいいとしてもある時期整備しなければならないですね。

それからもう一つ、今のような非常事態になった場合に、そういう年の人でも置くだとなると、これはペーパーだけで置いているというような見え見えになってしまうわけです。そういうようなときには、またそういうような緊急事態に対処するための特例が出てきてしかるべき問題ですよ。だから余りにもそういうことを全面におきましては、ものというのをこういう規定をするときにはどうかなという気は私はするのです。

ですから、今、だからどうのこうのとは申し上げませんが、やはりもう最低でも80代になった人でないと採用できないものが、採用資格として載せられている規定というのは余り尋常な規定ではないので、そのあたり80ならいい、90だから悪いという意味ではもちろんないのですけれども、やはりある時期にきちっとそういうことにも検討していただきたいということは申し上げておくのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） おっしゃられること、よくわかります。

今後、社会情勢におきまして、状況通じまして見直し時期に来れば、その旨、見直してみたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 この条文については理解をさせていただきました。

ただ1点だけ気になったのでお尋ねをさせていただきたいと存じます。

今回、国の基準を参酌して町条例に制定されたと、課長の説明でも大変詳しく資格要件について説明がありました。

僕なりの考えなのですけれども、条例を重視するという考え方からすると、今までは国の法律に基づいて採用なりしてきたのだろうと、今度は少なくとも町条例として制定しているわけですから、その辺の考え方、町が条例に基づいて自分の規則の中で自分のところで干渉しなければならない、そういう立場に僕はなると思うのです。

その辺からすると、やはりきちっと採用についてもしっかりとした今、説明を聞いていたらある程度なんていうようなお話にも私は理解がされたのですけれども、やはりみずからがしっかりと自分で条例を制定するわけですから、きちっとした対応というものはむしろ私は責任を問われると考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 議員おっしゃられるとおりだと思います。

この技術者に関する基準は、町職員がこういう資格取得を持っていてもよろしい、町が業者さんに実際問題、厚岸町の場合は運転業務を業者さんに委託をして今、運転をしていただいていると、その会社の中にこういう資格取得をされたり、あるいはこういう必要な科目を履修されたり、あるいは必要な経験年数を保持している方がいらっしゃる

ということが確認できることが、その技術者の置く管理上の基準になるということであり
ます。

したがいまして、この今、ご指摘がありました旧大学令に基づく方、この方はもう実
際に80歳になれておりますから、その方がその業務に耐え得るかどうかということは、
これは厳密に判断をさせていただかなければ、その業務を委託する場合に、いやいやも
うペーパーだけで現場も見ることもしない、何かトラブルが起きても対処、対応がで
きないということであれば、我々はその業者さんに対してお任せをするということでは
できなくなるというふうに考えております。

そういうことも斟酌しながら、この基準を守っていきたいと、そのように考えており
ます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

6番、堀議員。

●堀議員 私が聞きたいのは4号で規則の定めるところによるということ、ここで規則
で下記の講習を明記するというふうに今、説明されて財団法人日本環境衛生センターと、
日本にはここしかない唯一のということ、説明があったのですけれども、将来的にこの
環境省から許可をもらっての講習が受けられるところというのがまだできてくるかもし
れません。

そういったときに、ではその都度、これは足していかなければならないという話になっ
てしまいますよね。それよりは、むしろ例えばその許可を受けた者が行う講習とかとい
うふうにしたほうが、将来的に数が増えてもというようなことにも対応できるのかなと
も思うのですけれども、どうだったのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 今のご質問でありますけれども、あくまでも規則での規定
ということで、規則に明記しているという内容であります。国の基準でもこういった名
称というものは一切載っておりません。うちの条例についても、こういった名称を固定
されたこういった会社の名前を付すことはできませんので、あくまでも規則によって明
記をしたという形で、新たなところは、講習増えた場合については規則での対応になろ
うかと、このように思います。つけ加えるという内容であります。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

本会議を休憩します。再開は、午後15時30分からといたします。

午後 3 時03分休憩

午後 3 時30分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第14、議案第34号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（高谷課長） ただいま上程いただきました、議案第34号 厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書2分冊の1の22ページをお開き願います。

このたびの改正は、先ほど総務課長から説明したところではありますが、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及びその他の関連法が施行され、都市公園法の一部が改正されました。

都市公園法第3条では、地方公共団体が都市公園を設置する場合、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定めると規定されたことから、このたびの条例の制定に当たっては昭和31年政令第290号の都市公園法施行令の基準を参酌した上で、厚岸町都市公園条例の一部を改正するものであります。

この都市公園法施行令では、住民1人当たりの公園の敷地面積の標準、町が設置する公園の配置及び規模の基準、公園施設の設置基準及び公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を規定しております。

厚岸町都市公園条例の一部を改正する条例の基準設定の内容につきましては、別途お手元に配付しております基準設定内容一覧表の議案第34号により説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、その基準設定の内容のページでいきますと4分の1ページから説明させていただきます。

左側が国の基準、真ん中が基準案で基準累計、基準設定に当たっての考え方ということで右に流れております。

国の基準として、第1条の2、厚岸町の条例でいけば第1条の3になりますけれども、町といたしましては、国の基準どおりとしますと、この基準の設定に当たっては、この国の基準の参酌して検討した結果、政令で規定する住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準には都道府県を単位とした基準が設けられていないことや、政令で定める市町村ごとの住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準が10平方メートル以上についてということでもあります。

直接比較できないとしながらも、厚岸町の1人当たりの都市公園敷地面積としましては、現状で約41平方メートルあります。市街地では、約7平方メートルとなっていることから、引き続き国の基準どおりとすることが適切と考えます。

次に、次のページの4分の2ページをお開きいただきたいと思います。

国の基準としまして、第2条、厚岸町の条例では第1条の4ということになります、地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準であります。基準の設定に当たっては国の基準を参酌して検討した結果、これまでもこの基準で計画してきたことから、引き続き維持することが妥当であり、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

ただし、第4号の1、この表でいけば下線を引いている部分がありますけれども、1の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園、すなわち広域公園というものは厚岸町には存在しないことから、この条文は規定しないことといたしました。

次に、次のページ4分の3ページでございますが、国の基準としましては、法律第4条のところでございますが、公園施設の設置基準であります。厚岸町の条例では、第1条の5というふうになります、基準の設定に当たっては国の基準を参酌して検討した結果、敷地面積に対する建築面積の割合は厚岸町内の都市公園のほとんどが1.0%未満である現状を考慮して、引き続き2%を上限として都市公園を整備していくことを妥当と考えました。

また、地域特性や環境特性を考慮しながら進めるということになっております。

次に、4分の4ページの最後のページでございますが、国の政令第6条の部分でございますが、公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等であります。

特例が認められる特別な場合というのは、政令では第6条の第1号で休養施設、運動施設、備蓄倉庫等で割合は10%であります。第6条の第2号では、国宝が指定重要文化財等で20%でございます。100分の20ということ。それから、第6条の第3号では、屋根つき広場、屋根つき屋外劇場等で100分の10ということ。10%ということ。第6条の第4号では、仮設公園施設、これにつきましては100分の2ということ。2%という内容でございます。

町といたしましては、これも国の基準どおりといたしたいと思っております。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、既存の都市公園においては、この部分は該当はありませんけれども、公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等は国の基準と同じ内容を規定することが適切と考えております。

附則でございますけれども、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 申しわけありません、教えていただきたいのですけれども、都市公園は条例の中で決まっていると思うのですけれども、では市街地という、この市街地の公園というのは何々を指していて、条例の中ではもそれらは表記されていなかったか。それをちょっと教えてもらいたいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 市街地の部分でございますけれども、都市公園ということで、都市計画公園ということは、都市計画決定されているものを都市公園ということで呼んでおります。

その中で市街地でございますが、市街地とは港町の1号公園だとか、奔渡公園だとかという街区公園が入ってきます。これにつきましては、全体で1.99ヘクタールでございます。8公園、各児童公園も含めて8公園あります。

それから、住之江の丘陵公園、これは近隣公園という公園種別でございます、2ヘクタールでございます。宮園運動公園は、これは市街地という中にはカウントされておりません、それから厚岸霊園、これにつきましても市街地の中にはカウントしておりません。いわゆる市街地というのは通常でいえばD I D地区、いわゆる本当の街の中の部分、今はD I Dはないのですけれども、本来的に街の中の状態でございます。

それから、ここで言います市街地につきましては1.99ヘクタールと先ほどの住之江丘陵公園を足した3.99ヘクタールが市街地のヘクタールになります、面積になります。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 それはいいのですけれども、そうすると説明の中で街区公園と近隣公園というものが市街地の公園だというふうに理解をすればいいということなのではないでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） はい。

●議長（音喜多議員） ほかがございますか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第15、議案第35号 厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） ただいま上程いただきました、議案第35号 厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由とその内容について説明申し上げます。

議案書は、2分冊の1、25ページからでございます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、下水道法の一部が改正され、これまで下水道法施行令で定められていた公共下水道の構造に関する技術的基準及び週末処理場の維持管理に関する基準について、条例で定めることとされたため、厚岸町公共下水道条例の一部を改正し、当該基準の規定を追加するなど、所要の整備を行うものであります。

改正の内容については議案に沿って説明させていただきますが、改正内容については別途配付されております、議案第35号説明資料、厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表、また条例改正の今期となる国の法規定と基準、基準設定に当たっての考え方については、議案第33号から35号及び38号から43号説明資料の③、基準設定内容一覧表をあわせてごらん願います。ごみ処理、それから公園の次でございます。

さらに、本改正案の中に極めて技術的細則に及ぶ内容につきましては、規則において定めることとしており、その内容につきましては、これも別途、議案第35号参考資料、厚岸町公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、改正では既存の条例等に新たな条等を追加する部分があり、この場合、追加する条等の空きをつくるために、後ろの条等の改正を先に行うこととなり、新旧対照表と議案の順番が一部前後するところがございますが、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、第1条の改正は目的の改正でございます。今回新たに規制することとなった内容について、目的に追加するもので、第1条中、「使用」という字句の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準等」の字句を加えるものであります。

次に、第2条の改正は、字句の整備と定義する用語の追加による改正であります。

第3号及び第4号の字句を整理し、第3号は公共下水道の定義を法第2条第3号の規

定する公共下水道をいうとし、第4号は週末処理場の定義を法第2条第6号に規定する週末処理場をいうとするものであります。

さらに、第14号を第16号とし、第5号から第13号までをそれぞれ2号ずつ繰り下げ、第4号の次に第5号とし、排水施設の定義を、次に第6号として処理施設の定義をそれぞれ加えるものであります。

次に、第35条を第37条に、第34条を第36条に、それぞれ2条ずつ繰り下げる改正であります。

次に、第33条の改正であります。第33条中、第7号中、第20条を第22条に、同条第8号中、第25条を第27条に、同条第9号中、第21条を第23条にそれぞれ改め、同条を第35条とするものであります。

次に、第5章を第6章とする改正であります。

次に、第32条を第34条、第31条を第33条に、第30条を第32条に、それぞれ2条ずつ繰り下げる改正でございます。

次に、第29条の改正でございます。第29条中、第26条を第28条に改め、同条を第31条とするものでございます。

次に、第28条を第30条に、第27条を第29条に、第26条を第28条にそれぞれ2条ずつ繰り下げる改正であります。

次に、第25条の改正でございます。第25条中、第23条を第25条に改め、同条を第27条とするものであります。

次に、第24条を第26条とし、第20条から第23条を2条ずつ繰り下げる改正でございます。

次に、第4章を第5章とし、第3章の次に、今回、新たに規定することとなった公共下水道の構造及び週末処理場の維持管理の基準等について規定する章を第4章として、二つの条の条文とともに加えるものであります。

第20条第1項は、下水道法第7条第2項により条例で定めることとされた公共下水道の構造に関する技術的基準について規定するもので、下水道法施行令第5条の8から第5条の11まで、これは一覽表の3分の1ページから3分の2ページに国の基準、一番左にございますが、この中に下水道施行令第5条の8、それから第5条の11に示されているものを、この規定の基準を参酌して条例の第2項から第5項に定めるものであります。

なお、この基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、公共下水道の安全面及び衛生面において、今回の法改正後も引き続き、順守すべき事項であると判断いたしまして、国の基準どおりとしております。

第2項は排水施設及び処理施設に共通する構造の基準について、下水道法施行令第5条の8を参酌して、第1号から第5号に規定するものであります。

なお、下水道法施行令第5条の8第3号において、国土交通省令で定めることとされている内容及び同条第5号において、国土交通大臣が定めることとされている措置については、規則において定めることとしております。

第1号は堅固で耐久力を有する構造とするものであります。

第2号は、コンクリートその他の耐水性の材料でつくり、かつ漏水及び地下水の浸入を最小限のものとすることが講ぜられていること、ただし雨水を排除すべきものについ

ては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができるものである。

第3号は、生活環境の保全、または人の健康の保護に支障が生じる恐れのないものとして、規則で定めるものを除いた屋外にあるものにあつては、覆い、または柵の設置、その他下水の飛散を防止及び人の立ち入りを制限する措置が講じられていることとするものである。

第4号は、下水の貯留等により腐食する恐れのある部分にあつては、ステンレス鋼その他、腐食しにくい材料でつくり、または腐食を防止する措置が講じられていることとするものである。

第5号は、地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう、地盤の改良、可撓継手の設置、その他の規則で定める措置が講じられていることとするものである。

第3項は、前項に定めるもののほか、排水施設の構造に関する基準について、下水道法施行令第5条の9を参酌して、第1号から第5号に規定するものである。なお、下水道法施行令第5条の9第1号において、国土交通大臣が定めることとされている数値については、規則において定めることとし、同条第6号の2以上の市町村の区域における雨水を排除する雨水流域下水道に関する規定については、本町に存在せず、また本上例にも該当しないため規定しないこととしております。

第1号は、配水管の内径及び排水機の断面積は規則で定める数値を下回らないものとし、かつ計画下水量に応じ排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとするものである。

第2号は、流下する下水の水勢により、損傷する恐れのある部分にあつては減勢工の設置、その他水勢を緩和する措置が講ぜられていることとするものである。

第3号は、暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては排気口の設置、その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていることとするものである。

第4号は、暗渠である構造の部分の下水の流路の方向、または勾配が著しく変化する箇所、その他管渠の清掃上、必要な箇所にあつてはマンホールを設けることとするものである。

第5号は、ます、またはマンホールにはふた、汚水を排除すべきます、またはマンホールにあつては密閉することができるふたを設けることとするものである。

第4項は、第2項に定めるもののほか、処理施設の構造に関する基準について下水道法施行令第5条の10を参酌して、次の2号に規定するものである。

なお、下水道法施行令第5条の10第2号において、国土交通大臣が定めることとされている措置については、規則において定めることといたします。

第1号は、脱臭施設の設置、その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていることとするものである。

第2号は、汚泥を処理する処理施設は、汚泥の処理に伴う廃棄、排液、または残債物により生活環境の保全、または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていることとするものである。

第5項は、下水道施行令第5条の11を参酌し、適用除外について規定するもので、仮

設及び非常災害時の応急措置として設けられる公共下水道については、一時的に供用されるものであるため、今回の法改正後も国の基準どおり第3項の規定を適用しないこととするものであります。

第21条は、下水道法第21条第2項により、条例で定めることとされた週末処理場の維持管理に関する基準について、下水道法施行令第13条一覧表の3分の3ページにございます。この施行令第13条を参酌し、前条と同様の考えで国の基準どおり第1号から第5号に規定するものであります。

なお、下水道法施行令第13条第3号の急速ろ過法に関する規定については、現に有せず、将来においても整備予定がないため規定しないこととし、また同条第6号において国土交通大臣及び環境大臣が定めるとされている措置については、規則において定めることとしております。

第1号は、活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体、または膨化を生じないようにエアレーションを調節することとするものであります。

第2号は、沈砂池、または沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは速やかにこれを除去することとするものであります。

第3号は、前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じることとするものであります。

第4号は、臭気の発散及びカ、ハエ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持することとするものであります。

第5号は、前号のほか汚泥処理施設には汚泥の処理に伴う廃棄、排液、または残滓物により生活環境の保全、または人の健康の保護に支障が生じないよう、規則で定める措置を講じることとするものであります。

次に、別表の改正であります。

別表の条名表示と引用条項の番号を整理するため、別表3の全てを改正案のとおり改正するものであります。

次に、附則でございます。第1項は、施行期日でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

第2項は、基準の適用に関する経過措置でございます。この条例の施行の際、現に存する施設で、条例で規定した基準に適合していないものは改築工事が行われるまで、条例施行後においても従前の例による経過措置を設けるもので、これまでも政令等でこれと同様の取り扱いとされていたものであります。

以上で、議案第35号 厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。

大変、雑駁な説明でございましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 簡単に聞きたいのですけれども、今回、これ改正されましたよね。それで、

今までは政令だとか、そういうものによって、その基準であわせてやっていたと、ところが今度は厚岸町の基準でやりましたというふうになっていますよね。

そうすると、例えば地震だとか、災害等があつて、あるいは雪解けだとか、台風だとか、いろいろなことで災害で本当は大丈夫だと思ったところが崩れて管路が傷んでしまったというようなときに、以前は国の基準どおりにやったのですけれどももうまくいきませんでしたということが言えますけれども、今度は町がこういう方法でやるというふうに決めたときには、逃げ道はあるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 当然に地方の自主性、自立性によって、この基準を国の基準を参酌して設定するわけですから、責任は町が負うということになると思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、今回のこの基準、条例制定に当たっては、全面的に今後は法令違反だということではないですよ。

例えば、今までは法令に従ってやってきたのにこうだったということが言えますけれども、今度は条例にもう全てが網羅されてしまっているわけですから、その責任は上級機関だとか、国の法の不備だとか、そういうことにはならないことになるというふうに理解していいのでしょうか。全てが、もうこれは事故があつた場合には、全て町の責任に期してしまうというふうに理解していいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 災害等で被害を受けた場合の責任という意味はどういったことを捉えるのか、ちょっと理解しかねますが、一定の基準ですから、一定のことを想定して設定します。

3・11では想定外であつたということは、もうそういう認識は改めなければならないという大惨事でしたが、そういった基準を設定していても災害と事故で被害等が発生した場合、それはもちろんどこに原因があつて、何がどうして、そうなつたのかというのが十分、検証しなければなりません。

その結果、例えばあつてはならないことで、その瑕疵があつたとか、そういう場合、それから設定した基準がどうであつたのかということまで考えた場合、それが甘かつたとした結果が出たら、それはやはりそのことについては十分、反省しなければならないといった意味では責任が生じるというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。ほか。

6番、堀議員。

●堀議員 私が聞きたいのは、20条の3項の1なのですけれども、排水管の内径及び排水渠の断面積はということで、規則で定めている下回らないものとし、かつ計画下水量に応じ配慮すべき下水を支障なく流下させることができるもの、この「かつ」から下だけを読めば、この下回らないという加減を大きくする、断面積こちらでは100ミリと30ミリというふうに入っているのですけれども、それは例えば150ミリの50にするとか、そのようにすれば当然、その「かつ」の部分というものがより安全になるというふうに理解するのですけれども、この加減が国の基準どおりの中で行われている理由というのは教えてもらいたいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時02分休憩

午後 4 時03分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。申しわけございません。

管の関係とか、この基準をより大きくする、それはそれなりの効用、効果が出るものがございしますが、しかしこの下水道の施設、当然、費用がかかりますので、その費用対効果、経済性という面からもこれまで国の基準によってこのように定められていたものでありますので、これを今回はこのとおり基準のとおり定めさせていただくということで、それ以上の部分についてはこれからやはり町独自で十分、研究、検証していった中で検討していかなければならないと思います。ですから、現段階では、これがベストだというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 そうすると、この100ミリ、30ミリという配水管と排水渠の断面積のやつというのは、もう既に町内でも施行されていると、そういうことの中で今さらその基準を変えるとそれらに全てに改善命令なりが生じるというようなこともあってあれだしというふうに理解はしたほうがいいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） まず、これまで施工してきているもの、今後、施工予定されているものは100ミリ、30ミリとこの基準に沿って行われておりますし、また行っていきいと。この基準を変えてしまうと、それは基準違反ということになるかということについては、附則で触れましたけれども、それは直ちに改善しなければならないということ

ではなくて、改築するまでは従前の例によるというものの経過措置が適用されるということでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうしたときに、それでは先ほどの最初のほうで言われたのですけれども、今後、町のほうとしても検証していかなければならないといったものの中ではどのような形で検証はされていくというふうに理解すればいいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 現在の基準で流下機能に支障が出るといった場合は当然、改めなければならないと思いますし、現段階ではそれ以外では流下能力を数段向上させるといった面では、やはりそこには経済比較も当然、伴ってまいりますので、そういったことで現状は今のこの基準という考えでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。
12番、室崎議員。

●室崎議員 今回の新旧対照表を見させていただきますと、条例のほかに規則もあります。非常に冒頭、担当者おっしゃったように技術的なものも随分、たくさん入っております。

それで、今回の地方分権一括法の趣旨からいって、今まで既に法、それから政令、省令といろいろあるでしょうけれども、そういう国の決めたものによって動いていたものをそっくりそのまま条令ないし、規則に載せたと、それでその中でずっと先ほどの説明を聞いていると少なくとも条例に関しては、その条例で規定する際、ここのところ100を50にしようとか、50を100にしようとかと直したものは一つもないと、そうすると現場から見れば、その根拠条文は変わったけれども、実際に行っていることには何一つ変化はないと、そういうふうに押さえておけばいいですね。

それからもう一つは、何かがあったときに、先ほど1番議員さんちょっと心配してという感じでおっしゃっていたけれども、何かがあったときに、そうなんですよ私たちがここのところがこれではうまくないと思っていたのだけれども、何せ国のほうがこうせいというものだからという言い訳は、この後、一切通用しませんよと、それによってここの想定外という言葉は随分、よくも悪くも使われておりましたけれども、過失という問題は、そこまできちんと認識し、予想して手を打っていくことが義務づけられたかどうかという、一応義務に違反していたかどうかということで考えましたら、何かがあったときに今度は厚岸町が制定したから、必ず厚岸町に責任が出てくるというものではもちろんないけれども、そういうようなときには今言ったように、国のほうで決めたことだからという一言が使えなくなったと、その意味で退路を断って事に当たらなければならないということだろうと思うのです。そういう認識で現状は変わらないし、法的にはこういうふうに変ったというふうに規則を含めて現場ではそういう技術的なも

の、マンホールのふたから言明規定までありますけれども、それは変わらないと考えればよろしいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 全くおっしゃるとおりでございます。現場の施工に関してはこれまで従来どおり何ら変わるものではございませんが、町の責任は格段重くなったと、国が決めてきたことだという言い訳は通用しなくなるということでございます。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第16、議案第36号 厚岸町指定地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第36号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その内容についてご説明申し上げます。

別冊の議案第36号及び第37号説明資料、保健福祉課関係分によりましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。

介護保険サービス事業一覧でございます。

このたび、条例の制定をいたしますのは、これらの介護保険サービスのうち、3ページでございます地域密着型サービスにかかるものであり、それらの地域密着型サービスの利用のイメージを示すのが4ページでございます。

内容につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、指定地域密着型サービスについては、要介護1から要介護5までの人、指定地域密着型介護予防サービスについては要支援1及び要支援2の人が利用できるサービスでございます。

また、地域密着型サービスは、その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであり、住みなれた地域の中で介護が受けられるようにと町民だけが利用できるサービスとされているところがございます。

つまり心和園の多床室部分や老人保健施設などのように、広域な市町村の人が利用できるサービス以外のものが地域密着型サービスということになります。

現在、町内で運営されているのは、平成22年に心和園に造設した18床の個室部分と偕楽園にありますグループホームが地域密着型サービスとして対象となるものであります。

5 ページは、条例制定に関する基準累計として3区分とされております。従うべき基準は、準用者にかかる基準及び当該準用者の員数、居室の面積、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の利用定員、サービスの適切な利用、適切な処遇、安全確保、秘密保持に関する基準、標準は利用定員、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護を除く、参酌すべき基準はただいま申し上げた以外の基準、苦情処理、非常災害対策等でございます。

6 ページをごらん願います。この条例で定める基準は従うべき基準及び標準とされている基準については異なる基準とすべき、特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり規定します。

また、参酌すべき基準とされている基準については、これまで現行の厚生労働省令の基準にのっとり、町内の事業者が適切に運営されていることから、厚生労働省令どおり定めることを基本とした上で、国の基準に対しまして厚岸町独自の基準を定めることとした内容でございます。

非常災害対策についてであります。東日本大震災で社会福祉施設等においても甚大な被害が発生したことを受け、地震、津波等の自然災害を想定した防災対策の充実が求められるところであり、国基準の解釈通知では、自然災害にかかる防火安全対策が想定されているということから、条例に明文化しようとする内容です。

具体的には、第76条に第2項として、指定認知症対応型通所介護事業者は、これはグループホームの事業者についてであります。前項の規定により非常災害にかかる対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して地震災害、津波災害、風水害、その他の自然災害にかかる対策を含むものとしなければならないとする項を追加しようとする内容です。

指定認知症対応型通所介護事業者、いわゆる通所型グループホームの事業者の非常災害対策の基準で、町内には1事業者がございます。なお、この条項は第149条における特定施設入居者生活介護及び第189条における介護老人福祉施設入所者生活介護でも準用する規定の整備を行っております。

また、第102条においても、指定小規模多機能型居宅介護事業者はこれは現在は厚岸町にはございませんが、第3項として第76条と同様の内容を追加しようとする内容です。なお、この条項は第128条認知症対応型共同生活介護及び第202条複合型サービスでも準用する規定の整備を行っております。

次に、8 ページをごらん願います。

8 ページから89ページは、条例制定に当たっての国の基準でございます。平成18年厚生労働省令第34号で定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準でございます。

第1条から附則までを各条項と項目ごとに国の基準、町の基準案、基準の累計、基準設定に当たっての考え方を整理した内容でございます。説明については省略をさせていただきます。

次に、条例の概要についてご説明いたします。議案の2分冊の1の29ページをお開き願います。

議案第36号厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

この条例につきましては、その内容の理解と検索を容易にするため、9章、節、款、附則に区分し、目次をつけております。時間の関係上、各条文については構成内容の説明をさせていただきます、内容につきましては省略させていただきます。

31ページの第1章、総則。

第1条は、趣旨でございます。

第2条は、定義でございます。

第3条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則であります。

32ページ、第4条は、第2章、定期巡回随時対応型訪問介護看護に関する基準として、51ページの第44条までに規定しております。

52ページ、第45条は、第3章、夜間対応型訪問介護に関する基準として、58ページの第59条までに規定しております。

第60条は、第4章、認知症対応型通所介護に関する基準として、68ページの第80条までに規定しており、偕楽園にございますグループホームが該当いたします。

68ページ、69ページ、第81条は、第5章、小規模多機能型居宅介護に関する基準として、82ページの第108条までに規定しております。

83ページ、第109条は、第6章、認知症対応型共同生活介護に関する基準として、91ページの第128条までに規定しており、偕楽園にございますグループホームが該当いたします。

92ページ、第129条は、第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する基準として、102ページの149条までに規定しております。

第150条は、第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する基準として、125ページの第189条までに規定しており、心和園の増床部分が該当いたします。

125ページ、126ページ、第190条は、第9章、複合型サービスに関する基準として、133ページの202条までに規定しております。

133ページ、134ページ、附則として、第1条、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

第2条につきましては、管理者の研修についての経過措置でございます。なお、町内で地域密着型サービスを行っている事業者への影響があることから、厚岸町が定めようとする基準案に対する町内事業者からの意見徴収を行った上で、介護保険法の規定に基づき、事業者指定にかかる意見の反映などのために設置する厚岸町地域密着型サービス運営委員会においても了承いただいたところでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 まず1点目は、恐らく今回の一括法に関しては皆同じことだと思う、共通の部分だと思うのですが、これにまた今回、初めてできたものではなくて、こういう規定は別なところに規定されていたわけですね。それが条例に載っかってきたということで、まず被保険者にとっては現在、事業者が二つあるわけです。一つは心和園の増床分、いわゆる個室型のところですか。もう一つは偕楽園にある事業者のところですか、グループホームですか。

この利用者にとっては今までと全く同じ状況になるといって過言ではない、多少、その違いを今これから言いますけれども、それで今の説明を聞いていた中で今度は事業者にとって変更があるものですから、その部分についてはちゃんと会議を開いて了承を得たと、決議をとっているよというのは最後にありました。

その違い、それは今の説明を聞いていて、私のほうでここかなと思ったのは、災害時における対応のための体制をちゃんとつくりなさいという部分が今まで国のほうに規定には津波対応だとか、そういうあたりが非常に希薄な規定の仕方であると、そのところを具体的に規定したという部分だけかなと思ったのですが、もしそれ以外にも違いがあればということです。

それで、利用者にとっては日常の問題ではありませんので、もし日常の部分に何も違いがなければ、さしあたって被保険者にとっては違いがないのではないかというふうに思いましたけれども、そのあたりを含めて概括的など変わるのかという部分についてお聞かせをいただきたい思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、被保険者、いわゆる利用者となる立場になる方々への影響でございますけれども、これは従前と何ら変わるものではございません。

それから、今度は事業者のほうでございますけれども、これも従前の内容と変わるものではなく、直ちに何々を整備しなければならないというものはないのですが、ただ1点だけ今、おっしゃっていただいた災害対応でございます。これについては、先ほどその説明をさせていただきましたが、北海道においてもこの地域密着ではない、いわゆるもうちょっと大きい施設の指定基準をつくるわけでございます。それらを厚岸町では心和園だとか、デイサービスが北海道の指定になるわけであります。

ここでも、北海道でも厚岸町が今、設けた文言と同様な規定を追加されたということでありますので、町内でその取り扱いを異なるとまずいだらうということで、事業者さんには申しわけありませんけれども、そういった津波等を想定した具体策を講じていただきたいと、その1点だけについて国の基準とこれまでの違う部分でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

それからもう1点、確認なのですが、先ほど地域密着型サービスの内容についてはパンフレットの写しだとか、そういうものが資料であるので読んでくれと、ここでは説明は省くからということで省かれてしまったのですが、介護保険の累計なんかとかというのは非常に差がありまして、なかなかその現場に居合わせる人でないとわからないのです。

それで、地域密着型だということで、現在あるのだよといっている中では、そのグループホームと、それから個室型の特別養護老人ホームの一部ですね、ということで終わりました。

それでちょっとお聞きするのですが、この地域密着型ということになると、まず厚岸町に住民票にある人でないとだめなんだよということですね、利用者はここでなくてもいいのですね、特認指定すれば。それで、その中にはヘルパー派遣事業もあるわけですね、地域密着型の中には。ここでもって、用語でいうと定期巡回臨時対応型訪問介護事業などというのはどういうことなのかなというふうに思うのですが、今、厚岸町の中にあるメニューは少なくとも表面的に見ると施設があって、そこに入所する形のグループホームと、それから特別養護老人ホームの個室型、心和園のほうは施設であって、それからグループホームは在宅の一部だというふうに考えればいいのではないかと思ったのですが、いずれにしてもそのメニュー、11ある中の二つしか今、厚岸町にはないと、ほかのメニューについては現在、事業者がいなくてメニューをこなすことはできませんということで考えておけばいいのでしょうか、規定はもちろん全部についてはあるけれども、そういうことでいいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、サービスですけれども、ただいま議員のほうから二つ上げられました。

一つは、心和園に増床した個室の部分が一つであります。もう一つは、偕楽園にある施設、そしてあそこは事業所が二つというカウントになっております。9人1ユニットとして、2ユニットで1事業者、同じ事業者なのですけれども、別のユニットはもう1事業所ということで、それらがあって、加えてグループホームというのは入所型です。在宅のサービスということで、施設サービスではないのですけれども。

グループホームに関しては、あそこはいわゆる町のデイサービスと同じような形態で、認知症のある方がデイサービスでも利用するのが認知症対応型通所介護でございます。ですから、サービスの種類としては三つになります。

それで、町内に住民票がなければ入所利用はできません。ただし平成18年にこの地域密着型サービス制度というのが始まったのですけれども、それ以前に入所されている方、実はグループホームに町外から2名いらっしゃいます。それらは、経過措置というのでしょうか、対応にならなかったから、退去ということになりませんので、そのままいらっしゃる方が現在2名おりますが、その方が退所した場合は町内の人しか利用できないふう

になります。

それから、町内のサービス、先ほど定期巡回随時対応型訪問介護なのですが、これは一つの事業者が訪問介護と看護師さんのいる訪問看護、あわせ持つサービス、あるいは共同して、手分けをしてそれぞれが持ち分で発揮するサービスでございます。

これは、やり方によっては新たな事業所を立ち上げるとかではなくて、運用次第ではできるサービスであります。今のところは具体的な運営については行うという状況にはないところでございます。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

10番。

●谷口議員 そうすると、今の説明で5条については、第2章の5条ありますよね。これは厚岸町としては今は行われていないから、その条例は掲げるけれども、対応はないというふうに理解していいですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） このサービスが新たに制定された際に、私どもの事業者からいろいろ、事業者というのはケアマネジャーでございますけれども、ケアマネジャーが密接に利用者とかかかわっておりますので、こういったサービスが必要かということ常々考えている人でございますので、そういった24時間のサービスができたけれども、すぐに対応しなければならない町民はいるのか、いないのかということでお話し合いをさせていただいたところでございます。

その時点では、その時点は1年ほど前ですけれども、いないだろうということでありました。そうすると、今度、事業者がそういったケアマネジャーがそういったサービスの必要性のある人がいないという状況の中で、必要なここでいう基準で最低限必要な看護師、あるいは訪問介護員を常時、雇用しておくのには、余りにも採算上無理だということで、現在は立ち上げの動きがない状況で、もう少し利用者が多くなってきたときに、事業者同士が手を組んだ事業展開というものを考えていかなければならないのかなというふうには私ども考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） ほかございませんね。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第17、議案第37号 厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第37号 厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、その内容についてご説明申し上げます。

別冊の議案第36号及び第37号説明資料、保健福祉課関係分によりましてご説明申し上げます。

2ページから6ページにつきましては説明を省略させていただきます。

7ページをごらん願います。この条例で定める基準は、従うべき基準及び標準とされている基準については、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり規定します。

また、参酌すべき基準としてされている基準については、これまで現行の厚生労働省令の基準にのっとり、町内の事業所が適切に運営されていることから、厚生労働省令どおり定めること基本とした上で、国の基準に対しまして厚岸町独自の基準を定めることとした内容でございます。

非常災害対策についてであります。具体的には第30条2第2項として、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、これはグループホームの事業者についてであります。前項の規定により非常災害に係る対策を講じるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害、その他の自然災害にかかる対策を含むものとしなければならないとする項を追加しようとする内容です。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、いわゆる通所型グループホームの事業者の非常災害対策の基準で、町内には一事業者がございませぬ。なお、この条項についての規定は、他のサービスにはございませぬ。

また、第59条においても、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、これは厚岸町、現在は厚岸町にはございませぬが第3項として、第30条と同様の内容を追加しようとする内容です。

なお、この条項は第86条における介護予防認知症対応型共同生活介護でも準用する規定の整備を行っております。

次に、90ページをごらん願います。90ページから、125ページは、条例制定に当たっての国の基準でございます。平成18年厚生労働省令第36号で定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。

第1条から附則までを各条項と項目ごとに国の基準、町の基準案、基準の累計、基準設定に当たっての考え方を整理した内容でございます。説明については省略をさせていただきます。

次に、条例の概要についてご説明いたします。議案の2分冊の2の1ページをお開き願います。

議案第37号厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。

この条例につきましては、その内容の理解と検索を容易にするため、4章、説、款、附則に区分し、目次をつけております。時間の関係上、各条文については構成内容の説明をさせていただき、内容につきましては省略させていただきます。

2ページの第1章、総則。第1条は、趣旨でございます。

第2条は、定義でございます。

3ページ、第3条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則であります。

第4条は、第2章、介護予防認知症対応型通所介護に関する基準として、19ページの第42条までに規定しており、偕楽園にございますグループホームが該当いたします。

21ページ、第43条は、第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する基準として、36ページの第69条までに規定しております。

第70条は、第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護に関する基準として、46ページの第90条までに規定しております。偕楽園にございますグループホームが該当いたします。

附則として、第1条、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

第2条につきましては、管理者の研修についての経過措置でございます。なお、町内で地域密着型サービスを行っている事業者への影響があることから、厚岸町が定めようとする基準案に対する町内事業者からの意見徴収を行った上で、介護保険法の規定に基づき事業者指定に係る意見の反映などのために設置する、厚岸町地域密着型サービス運営委員会においても了承いただいたところでございます。

以上、大変な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 利用者や事業者にとってどこが変わったのかという点については、この前の36

号と同じように考えればいいということだと思いますが、それでいいかどうか。

それから、メニューとしてはこの条文、目次で見たほうが早いのですが、介護予防認知症対応型通所介護と、それから介護予防小規模多機能型居宅介護と、それから介護予防認知症対応型共同生活介護と、この三つのメニューがあると。

それで、先ほどの36号のほうは介護度1から5まで、それからこの予防とついたほうは要支援の1、2という人が対象であると、そしてそれは厚岸町に住民票がなければだめだというふうにお聞きしたのですが、それでいいかどうか。

それから、メニューは三つあるのだけれども、現在、事業者が展開していて厚岸町でもって実際に動いているメニューというのはこの介護予防認知症対応型通所介護だけであるというふうに今の説明を聞いていて理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 前段の説明の中で説明不足がございました。災害対策にかかる部分だけについて手を加えたもので、他についてはこれまでの国の基準と同様の内容でございます。

それから、2点目のサービスの利用対象者は要支援及び要支援2に該当する方々でございます。

それから、町内で展開されているのは、事業者登録されているのが介護予防認知症対応型通所介護、こちらのほうは利用者が現在おります。

それから、介護予防小規模多機能型につきましては、現在、厚岸町ではございません。

三つ目の介護予防認知症対応型共同生活介護については、事業者登録はあるのでありますが、利用者は現在ない状況でございます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 2点、お尋ねをさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、今回のこの条例の改正に伴いまして、職員の体制、受けとめ方というのですか、この辺についてまず伺います。職員の業務をしていく上での体制のあり方というのですか、ただいまの説明であれば基本的に変わらないから同じくされるのだろうというふうに私なりに想像をさせていただいたのですけれども、ご承知のとおり、政権が変わったりして、私もいろいろ議案をこれまでもいただいて、調査をさせていただいているのですけれども、一番目まぐるしく変わっているのが福祉の関係の法令、条例だというふうに認識をしております。

今回もそのように大きくその町条例に法律が制定されると、こうした中で非常にリアルタイムで課長のところの条例の変化というものが激しいというふうに私なりに理解をしているのですけれども、職員の皆さんが今回の改正に対してどのような認識を持って、どう今後、対応されるのかなというのがまず1点でございます。

それから、2点目なんですけれども、これからも国の動向、施策によってどんどん国

の法律に基づいて町条例の、ただいま決めた条例も何年も、何十年もこのとおりではないと思うのです。随時、私は条例の改正を伴わなければ、町独自の事業で変えなければならない部分もあるかもしれないけれども、その多くは国の方向性によって変わっていく部分があるのではないのかと、そういうときに漏れなくどう対応していくのかなというが、スタッフの皆さんの双肩にかかってくるわけですが、私はこの辺、町民が安心してこういう制度にきちっとのっとなってやっていける体制にどう対処されるのか、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、職員の業務の変化でありますけれども、やはり条例を一つ管理する上ではその改廃といいますか、そういったことが今後ありますので、それにかかる業務として一つ増えていくのだなというふうに思います。これへの対応をまずあるだろうということであります。

なお、この基準というものについては、職員から常日ごろの日常業務において頻繁に見る条例となるものであります。ですから、国の改正については敏感にその情報をキャッチできる体制にあるというふうに思っております。

この、先ほども申し上げた災害対策についても、今後はこの町の条例に基づいて指導、あるいは監査等を行っていくこととなりますので、そういった部分では今まで以上に自分の町の条例に基づく指導だということでの職員の意識もそのように変わっていくのかなというふうに思っておりますが、特段、これが大きな負担になるという内容ではないというふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 大変、立派な答弁で心強く思っているわけですが、ただ私は非常に疑念というか危惧するのです。

やはり、前からも私はこの問題だけではなくて、職員の研修のレベルアップということを行っているのですけれども、国は地方にこのように条例を下げってきて、どんどんやってきているのですけれども、この合併を進めるときにも5万から6万の自治体を目指しているわけです。

ところが、厚岸町は1万人ちょっと、そうなりますとランニングコストというのですか、1人当たりのコストで計算すると専門的な部分での取り組みというのはなかなか厳しいのではないのかなと。どうしても職員の数も少ない、限られてくる中で専門性というものが非常に求められてきているのかなという思いでいるのです。

ですから、粛々頑張りますと言うのだけれども、大変な負担増になってくるのではないのかなと、かように思うわけですが。私は何といいますか、足引っ張りをするのではなくて、少ない人数で少数制で頑張っていかなければならない時代にあって、やはりどうこれからも職員の教育も含めてやっていくのかなという部分では、正直言ってこけだけの議案をもらってなかなか理解するのも我々も大変なのですけれども、職員の

皆さんだって自分のやっている部分は該当する部分はわかるかもしれないけれども、人の部分もなかなか見えにくいのではないのかなと、担当以外の部分というのですか、あみかの中で相当な人数いますよ。

そうすると課長や補佐だけでは管理し切れないのではないのかなと、その辺どう取り組んでいくのかなと私は危惧するのですけれども、大丈夫でしょうか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時54分休憩

午後 4 時54分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

本日の会議時間は、ただいま審議中の議案第37号が終わるまで、あらかじめ時間の延長を行います。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 非常にご心配をされていることについては、感謝申し上げます。

この条例制定に伴って、新たな業務が増えるものではないということをご理解いただいているのだと思うのですけれども、頻繁に日ごろから、他の事業者からの相談だとか、そういうことに対応するために常時、これは机の上に置いて見る条例になっていくのであります。

今回も時間の関係上、逐条ごとのご説明をできなかったわけでありましてけれども、国が法律が求めるこの条例で定める内容については、この全てが条例でなければならないとは言っていないというふうに聞いております。

ただ、しかし、我々これを条例化するに当たって、北海道町村会等に相談しておりますけれども、町レベルで、これを条例と規則に分けることは非常に大変な作業であると、むしろ事業者がわかりにくくなるだろうということで、大変、申しわけなく思ったのですが、非常に多い条例となってしまうところでございます。

いずれにしても、条例が多いからといって業務が大変だということではないというふうに職員もそのように感じてはおりませんので、感謝申し上げます。答弁させていただきます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、月曜日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日は、この程度にとどめ、月曜日に延会いたします。

午後 4 時56分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年3月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員